

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 通貨交換問題(Ⅱ) (通貨交換措置)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): 通貨交換レート, 交換期日, 給付金措置, 日本側, 外務省, 大蔵省, 米国側, 国務省, 財務省, 琉球政府声明, 緊急措置, 通貨輸送計画, 大蔵省, 防衛庁, 在沖縄米軍 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43683

沖繩(準備委)未任信、電

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

114

電信写

大政事外外儀官
 務次典房
 臣官官審審長長
 儀総人電厚計
 書文会營給

調査長
 参企析調
 参領旅査移

ア 参地中東
 長 北東西
 参北北保
 中南審
 参西東洋
 長 西東

近ア長
 参書近ア
 参総総国資
 長 参統国
 参政技一理
 国企二
 参多協規
 長 参政経科
 参軍社專
 参道内外
 長 一二

総番号(TA) 52263 主管
 71年 月 8日 18時13分 沖繩 発
 71年 10月 8日 18時18分 本省 着

外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

通貨交換に關する特例措置

電1046号 平 大至急
 1. 8日行政府は、別電第1047号のりゆうきゆう政府
 声明を發表し、同日召集した立法院臨時会に対し、別電第
 1048号の「通貨及び通貨性資産の確認に關する緊急臨
 時措置法案」を勸告した。右法案は、原案通り8日中に立
 法院を通過する見込み。
 2. 上記措置法に基づいて9日行なわれる当該住民の現金
 呈示に対する取扱い振りについては、金融検査庁が8日よ
 るに取扱い要領を作成し、各金融機関まで口職員を指導す
 る予定。

(了)

(写 預 存)

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

268

電信写

大政事外外儀官
 務次典房
 臣官官審審長長
 儀総人電厚計
 書文会營給

調査長
 参企析調
 参領旅査移

ア 参地中東
 長 北東西
 参北北保
 中南審
 参西東洋
 長 西東

近ア長
 参書近ア
 参総総国資
 長 参統国
 参政技一理
 国企二
 参多協規
 長 参政経科
 参軍社專
 参道内外
 長 一二

総番号(TA) 52265 主管
 71年 月 8日 18時16分 沖繩 発
 71年 10月 8日 18時18分 本省 着

外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

通貨交換に關する特例措置(りゆう政声明)

第1047号 平 大至急
 往電第1046号別電1。
 1. 政府は、本土政府の外国為替変動相場制移行以来おき
 なわけん民の間に生じた不安と動揺を、1日も早く解消す
 ることを念願して、復帰をまつまでもなく、ドル対360
 円による通貨の交換を早急に実施するよう、本土政府に強
 く要請してきたのであるが本日、本土政府との協議の結果
 に基づき、施政権者としての米国政府の権限にふれない範
 囲内において、通貨の提示命令を含む一連の緊急措置を実
 施することとした。
 2. 政府は、本日交付する「通貨及び通貨性資産の確認に
 關する緊急措置法」に基づき、提示または調査確認された
 おきなわけん民の個人別純資産額を本土政府に通報するこ
 ととし、日本政府は、この資料に基づき、別紙要領によ
 り、復帰の際に行なわれる通貨交換に当つて、給付金を交
 給することを決定した。
 3. この度の緊急措置が円かつ、かつ速やかに実行され所

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

期の目的を達成するようけん民各位の全體的な協力を要望するとともに、なが年にわたるおきなわけん民の勞くに報いるべく今回の特別措置を決定された本土政府の配慮に対し、けん民を代表して深甚の謝意を表明する次第である。

(了)

(5. 手技 諸)

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 52286 主管
 71年 月 日 19時 35分 沖繩 発着
 71年 0月 日 19時 7分 本省 着

外務大臣殿 高松(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

通貨交換に関する特例措置(臨時措置法案)

第1048号 平 大至急

往電第1046号別電2分

立法勸告理由

国際通貨不安の影響で日本本土が既に外国為替変動相場制に移行したことにより、おきなわけん経済も大きな影響を受け、けん民に不安と動揺を及ぼしつづつある現状にかんがみ、通貨交換の際生ずるおそれのある住民の損失を最少限に防止するため、おきなわけんにおいて流通している米合衆国ドルを1ドルにつき360円で換算した額と通貨交換の際行なわれる交換比率により計算した額との差額を日本国政府に保障せしめるべく、けん民個人別の通貨及び通貨性資産の保有額を確認する手続を定めるため、この参考案を立法勸告するものである。

第1条(目的)

この立法は、日本政府の外国為替変動相場制等によつて生ずることのあるべきりゆうきゆう住民のひきこもりを最少限に防止するため、施政権者としての米合衆国政府の有する権限

大政事外外儀官
 務務 典房
 次次 審審長長
 儀儀 人電厚計
 書文会營給

調査長 参企析調
 領移長 参領旅査移

ア 参地中東
 長 北東西
 長 参北北保
 中南番
 欧 参西東洋
 長 西東

近ア長 参書近ア
 長 参資統
 長 参政技一理
 長 参政技二
 長 参政協

長 参政経科
 長 参軍社專
 長 参道内外
 長 参文長

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

に触れない範囲において行政主席の定めるところにより
りゆうきゆう住民の所持する通貨及び通貨性資産（以下「
資産」という）について所要の緊急措置を講じ、もつてり
ゆうきゆう経済の安定とそのちつじよある発展を図ること
を目的とする。

第2条（定義）

この立法及びこの立法に基づき規則において「りゆうきゆう
住民」とはりゆうきゆう政府章てん（1952年米國
民政府布令第68号）第3条によるりゆうきゆう住民、り
ゆうきゆうに住所を有する日本国民及びりゆうきゆうにえ
い住する許可を得た者をいう。

2 この立法及びこの立法に基づき規則において「通貨」とは
通貨（1958年高等弁務官布令第4号）第1条
による米合衆国ドルで現金のみをいう。

3 この立法及びこの立法に基づき規則において「資産」とは
別表（1）に定める金融機関のちち金（定期積金及
び未給付の相互かけ金を含む）及び金せん信託をいう。

4 この立法及びこの立法に基づき規則において「金融機
関借入金」とは別表（2）に定める金融機関からの借入金
をいう。

5 この立法及びこの立法に基づき規則において「純資産
」とは第3項の資産から第4項の金融機関借入金を除

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

したものをいう。

第3条（通貨及び資産の確認）

行政主席は行政主席が別に定めるところにより第1条の
目的を達成するためりゆうきゆう住民の通貨、資産、金融
機関借入金及び純資産額を確認し、かつこれを日本政府
に通報しなければならない。

2 行政主席は行政主席が別に定めるところにより前
項に規定する確認事務を金融機関に行なわせることができ
る。

3 前項の規定による確認事務に従事する金融機関の職員
はけい法（明治40年法律第45号）その他のけいば
法令の適用については公務に従事する職員とみなす。

第4条（必要な命令）

行政主席は行政主席が別に定めるところにより通貨、
資産、金融機関借入金及び純資産の適正な確認を行なうた
めりゆうきゆう住民、金融機関及びその他関係者に対し
次の各号に掲げる事項を命ずることができる。

1 通貨を金融機関に呈示し前条に規定する確認を受け
ること。

2 金等の業務及びその他の金融機関業務を一時停止す
ること。

3 債務の支払を一時ゆうすること。

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

4. 資産の金融機関借入金、純資産及び通貨の確認結果を報告すること。

5. りゆうきゆうに入域する外国人（第2条第7項の規定による日本国民及びりゆうきゆうにえい住する許可を得た者を除く）の所持する通貨のうち行政主席の定める額をこえる額を一時保管すること。

6. その他必要な事項。

第5条（きよぎの申告等の禁止）

何人も、通貨の重複呈示、その他その所持または負担する通貨、資産、金融機関借入金及び純資産につき不正の申告をしてはならない。

第6条（関係者の検査）

行政主席は、第3条の規定による通貨、資産、金融機関借入金及び純資産の確認上、必要があると認めるときは、その職員をして関係者に質問をさせ、または当該確認事務に関するちようば書類、財産その他の物件を検査させることができる。

2. 前項の規定により、当該職員が関係者に質問し、ちようば書類等を検査するときには、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3. 第7項の規定による質問または検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

第7条（ばつ則）

この立法及びこの立法に基づき規則の規定に違反した者は、3年以下のちよう役または5万ドル以下のばつ金に処す。

第8条（施行規則）

この立法の施行に関し、必要な事項は規則で定める。付則

1. この立法は公布の日から施行する。

2. 法第3条第2項の適用を受ける通貨及び資産の確認事務を行なう金融機関に従事する者については、1977年に限り、住民のしゆくさい日に関する立法（1967年立法第85号）に定めるスポーツの日を10月第3土曜日に変えるものとする。

別表（1）

りゆうきゆう銀行、おきなわ銀行、中央相互銀行、おきなわ信託、おきなわ信用金庫、農りん漁業中央金庫、全りゆうの農業信用協同組合（ただし、支所を除く）、全りゆうの漁業信用協同組合、全りゆうの郵便局、ただし、りゆうきゆう銀行、おきなわ銀行及び郵便局については、庁公署内営業所を除く。

別表（2）

別表（1）に掲げる金融機関（ただし、全りゆうの郵便局

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

を除く()のりゆうきゆう開発金融公社の大衆金融公社の
 バンク・オブ・アメリカのアメリカン・イクスプレス・イ
 ンターナショナル・バンクのコーポレーションの貸付
 を行なうりゆうきゆう政府各種特別会計取扱機関の
 (了)

(写 手交済)

- 6 -

外務省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 52306 主管
 71年10月8日2時40分 沖 總 発
 71年10月8日2時56分 本省 着 *米丸*

外務大臣殿 *高瀬* (大使) 臨時代理大使 総領事 代理

通貨交換に関する特例措置

第1049号 平 大至急

往電第1046号に関し

8日ある立法院本会議は内政委員会から送付された冒
 頭往電臨時措置法案を原案通り全会一致で可決した

(了)

(写 手交済 9月2200)

外務省

大政事外外儀官
 務務 典房
 次次
 臣官官審審長長
 儀総人電厚計
 書文会営給

調査長
 参企析調
 長
 参領旅査移
 移長

ア 参地中東
 長 北東西
 参北北保
 長

中南
 参一二
 吹 参西東洋
 長 西東

近ア長
 参書近ア
 参次総総国資
 長 参質統国
 経協協長 参政技一理
 長 参参協協
 国 参政経科
 長 参道内外
 文長 一二

(部の内 号) 注意

大政事外外儀
務務典房
次次
臣官官審審長長
儀儀人電厚計
書文会嘗給

電信写

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

総番号(TA) 2311 主管
 71年10月8日23時25分 沖 純 発 米社/
 71年10月8日23時54分 本省 着

外務大臣殿 高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

通貨交換に関する特例措置(ランパートからの連絡)

第1050号 極秘 大至急

往電第1049号に関し

8日午後7時ランパート高等弁務官より本使に対し電話にて次の通り申し越した。

1. 今次の緊急措置については事前に何等の連絡なく、本日ゆう刻ヤラの来訪によつて初めて事態をはあくした次第である。もち論在京米大使館に対する日本政府からの通報については連絡を受けていたが、現地においてはこれが初めてであつた。この様に話がKEPT IN CAMERAであつたことは理解にくるしむ。また、今回の措置には米人及び米国企業が除かれていることも自分としては不満である。更に、さつにスタンプを押すことについて、専門家の見解によればVOIDとなるおそれもあるとのことであり、この点も大いに不満とするところである。なお、今回のことによつて、自分のワシントンに対する立場も非常に低下せざるを得ないであろう。

2. なお、ヤラもELEVENTH HOURに連絡を受

調査長 参企析調
領移長 参領旅査移

ア 参地中東
長 北 東 西
米 参北北保
中 参一
南 参西東洋
審 西 東
欧 長

近ア 参書近ア
長 参統国
経 参政技一理
長 国 企二
協 参条協規
長 参政経科
国 軍社專
長 参道内外
文 長 一二

外務省

極秘

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

けた旨ちん弁これ努めており、自分もヤラが自分に対するかく意があつたとは思われない。しかし、今回の措置が日本政府とりゆうきゆう政府の間だけで出来ることであるか否か疑問である旨を自分から指摘しておいた。

3. なお、自分は明朝八重山に出張し、3日に帰つて来る予定であるが、今後事態の進行に応じ貴使に電話で連絡致したい。

(了)

(番号交換 9日 0020)

外務省

外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印)	符号表示	総第	08 228 号
秘	暗 (略) 平	※昭和 年 月 日 時 分	第 295 号 46.10.8 21.12
無期限	※大至急・至急・普通・LTF	※発電係	25

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	主管局部課 (室) 名 本課 起案 昭和 46 年 10 月 8 日 起案者 電話番号 2464
---	-------------------------------	--

協議先

臨時代理大使 代理
在 神高瀬 (大使) 総領事 代理
あて 木村 大臣 発

大使 臨時代理大使 代理
総領事 代理 代理

件名 沖繩の通貨交換問題

吉野アメリカ局長宛

山中大臣は、明9日貴地到着後貴便と
会談し、ミハト高等参事官に会し、
貴便の意思を承知したい旨本官
に申越してあり、右お承知ありたい

漢
電信課長
氏

写
済

66

(※印刷内は電信課記入)

(昭和四二・七一改正)

GB-1

(部の内 号) 注意

電信写

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

総番号 (TA) 2312
71 年 10 月 8 日 23 時 35 分 沖繩 主管
71 年 月 日 時 分 本省 発 米北 / 着

外務大臣殿 高瀬 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理

調査長 参企析調
参領旅査移

通貨交換に関する特例措置 (ヤラ主席との会談)

第1051号 極秘 大至急

往電第1050号に関し

1. 8日よる、ヤラ主席は、ラ高等参事官を往訪の後、直ちに本使を来訪し、今次措置についての総理の声明、山中大臣の発表ならびにヤラの発表のテキストを供らんの上次の通り申し述べた。

(1) 昨日、本土政府より本件のために万全の措置をとるべき旨の申し渡しを受け、ミヤサト企画局長、キクカワ通産局長以下りゆう政幹部はてつやで準備に当つて来た。本日早朝上京中のミヤサト副主席より本決りとなる旨の連絡を受け、それから立法院への送付する法案ならびに行政措置の準備にぼうさつされたため連絡が遅れ申しわけない。

(2) しかしながら、間もなく法案は立法院を通過する見込みであり、自分としてはあらゆる準備に万全の措置をとるべく努力している。なお、本土政府の特別の指示により、参事官ならびに本使に対し事前に一切連絡をしなかつたため、御心配をおかけしたことをおわびする。

ア 参地中東
長 北東西
参北北保
中南南
参一
参西東洋
長 西東

近ア長
参書近ア
参総国
参資統
参政技一理
参国
参協協
参協規
参政経科
参軍社專
参道内外
一二

極秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

(3) 弁務官は、米国人及び米国の企業が除かれていることに不満を表明していたが、自分は今回の措置はおきなわけん民に対する本土政府の格別のおん恵的措置と理解するので、これを米人及び米国の企業にまで拡大することは不賛成であると述べておいた。

2. 右に対し本使より、明朝8時から行なわれる本件措置の実施については、短時間のNOTICEのことであり、まど口における混乱及び不手際等の起こらざるようりゆう政の総力をあげて取組むよう述べたところ、ヤラはこれをだくし出来る限り努力すべき旨を述べた。

(了)

(号録情 9日 0020)

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 52472 主管
 71年10月9日13時05分 沖縄 発着
 71年10月9日13時09分 本省 北1

外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

沖縄の通貨交換問題

第1052号 平 大至急
 往電第1049号に因り、

8日米民政府広報局は本件に因り、
 別電の通りのニュースリリースを発表した。

(号スミ 1320 9/)

大政事外外儀官
 務務 典房
 次次
 臣官 審審長長
 備総 人電厚計
 書文会當給

調査 参企折調
 長 長
 領 参領旅査移
 移 長

ア 参地中東
 長 北東西
 参北北保
 中南 参一二
 審 参西東洋
 吹 長 西東

近ア 参書近ア
 長 長
 参次総総国資
 長 参質統国
 経 参政技一理
 協 長 国企二
 参 参参協規
 長 参政経科
 国 長
 参 参道内外
 長 長
 文 一二

大政事外外儀官
 務務 典房
 次次
 臣官官審審長長
 備総人電厚計
 書文会営給

調査長 参企折調
 領移長 参領旅査移

ア 参地中東
 長 北東西
 参北北保
 中南審 参一二
 欧 参西東洋
 長 西東

近ア長 参書近ア
 参総総国資源
 長 参貿統国
 経協長 参政技一理
 条 参参協規
 長 参政経科
 長 参道内外
 文長 一二

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 52476 主管
 71年 月 日 13時05分 沖縄 発着
 71年 10月 9日 13時20分 本省 北1

外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

沖縄。通貨交換問題

第1053号 平大至急
 往電第1052号 別電

URASOE, OKINAWA, OCT. 8--A SPOKESMAN FOR THE HIGH COMMISSIONER, LT. GEN. JAMES B. LAMPERT, SAID TONIGHT THAT THE REGISTRATION OF DOLLAR CURRENCY AS ANNOUNCED BY THE GOVERNMENT OF THE RYUKYU ISLANDS FOR SATURDAY, OCT. 9, DOES NOT APPLY TO U.S. GOVERNMENT MILITARY AND CIVILIAN PERSONNEL AND THEIR FAMILIES, THE SPOKESMAN SAID THAT THE REGISTRATION APPLIES TO PERSONS WITH FAMIL REGISTERS IN THE RYUKYU ISLANDS, TO JAPANESE CITIZENS RESIDENT IN THE RYUKYU ISLANDS, AND TO PERSONS PERMANENTLY DOMICILED IN THE RYUKYUS AS DEFINED IN USCAR DIRECTIVE NO. 5 OF 1954. THE HIGH COMMISSIONER INFORMED CHIEF EXECUTIVE YARA IN A MEETING LATE THIS AFTERNOON THAT THE RIGHTS OF NON-GOVERNMENT UNITED STATES PERSONNEL

外務省

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

AND OF OTHER THIRD COUNTRY NATIONALS IN OKINAWA WERE RESERVED PENDING STUDY OF THE REGISTRATION ACTION BY THE APPROPRIATE U.S. GOVERNMENT AUTHORITIES.

外務省

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

325

- 大政事外儀官
- 事務次長 典房
- 官官審審長長
- 儀総人電厚計
- 書文会営給
- 調査長 参企折調
- 領移長 参領旅査移
- ア 参地中東
- 長 北東西
- 参北北保
- 中南番 参一二
- 欧 参西東洋
- 長 西東
- 近ア 参書近ア
- 長 次総経国資
- 長 参貿統国
- 長 参政技一理
- 長 参協協
- 長 参政経科
- 長 参軍社專
- 長 参情内外
- 長 参文長
- 一二

総番号(TA) 52493 主管
 71年10月9日14時20分 沖繩 発 米紙1
 71年10月9日14時5分 本省 着

外務大臣殿 高津(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワの通貨交換問題(報道)

第1054号 平 至急

注電第1049号に關し

9日付当地紙は今回の措置に対する在りゆう外国人の反響等を報道しているところ、その要旨次のとおり

1. モーニング・スター

オキナワ在住の米国人及びその他の外国人は彼らの金がどうなるかについて困わくしており、また、米国人の政府当局者、金融専門家、銀行首のう部も外国人の通貨交換につきまゝ分らないと述べている。ある米国人が「米国人は過去25年間オキナワに多額の投資をしてきたが、いざ金の問題になるとつめたく扱われている」と述べているように、一部米国人は米国人が無視されたとおこつている。現在までのところ、在りゆう外国人は将来の税制、輸入割当及びその他の重要な問題についてほとんど知らされておらず、今次日本政府の措置は先週水曜日行なわれた日本政府専門家の説明に続く第2の打撃である。先般の説明会では満足はいく解答が得られなかつた。

外務省

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

2. オキナワ・タイムズ

今次日本政府の措置は米民政府にとってねみみに水のおどろきだつたやうで、8日付夕刊の全文ほん訳にとりかかり、夕方から緊急会議を開くというあわてまうだつた。本件保証措置の対象外に置かれている外人には米、英、中、韓、フィリピンを含めて約200人が物品はん売、レストランなどで地元と関係した営業をしており影響を受けそうだと、在オキ米人商工会議所では「これは明らかに差別待遇だ」と不満を述べている。

(了)

(8. 経済)

外務省

大政事外外儀官
事務典房
次次
臣官官審審長長
儀総人電厚計
書文会営給

調査長
参企析調
領移長
参領旅査移

ア 参地中東
長 北東西
参北北保
中南審
吹 参西東洋
長 西東

近ア長
参書近ア
総次総総国資源
長 参質統国
経協長 参政技一理
参 国企二
参参協規
長 参政経科
国 軍社專
長 参内外
文長 一二

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 2425 主管
71年10月9日14時40分 沖絶 発
71年10月9日14時55分 本省 着

外務大臣殿 高松大使 臨時代理大使 総領事 代理

おきなわの通貨交換問題

第1055号 平 至急 (ゆう先処理)

往電第1049号に関し

1. 本件通貨確認事務は9日午前8時から全りゆう333カ所の各金融機関、郵便局、農協等で開始された。
2. 金融検査庁は8日ある「通貨の確認事務取扱要領」及び対象となる住民向けの「通貨確認のしおり」を作成配布したところ、右によれば当該住民は手持ちの現金をまど口に備え付けの「提示票」(本籍、住所、氏名、金額、金種など記入)2通とともに呈示し、まど口職員はこれを確認して「伝票」/通に証紙を添付し、復帰りゆうきゆう政府とのスタンプをおして返かかす。なお、呈示された現金にも当初右のスタンプがおされる予定であつたが、紙への所定のか所にえんぴつの頭の部分にある消しゴムでしゆにくを付着せしめることに改められた。
(了)

(写 手交済)

外務省

大政事外外儀官
事務典房
次次
臣官官審審長長
儀総人電厚計
書文会営給

調査長
参企析調
領移長
参領旅査移

ア 参地中東
長 北東西
参北北保
中南審
吹 参西東洋
長 西東

近ア長
参書近ア
総次総総国資源
長 参質統国
経協長 参政技一理
参 国企二
参参協規
長 参政経科
国 軍社專
長 参内外
文長 一二

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 52577 主管
71年10月10日10時35分 沖絶 発
71年10月10日10時45分 本省 着

外務大臣殿 高松大使 臨時代理大使 総領事 代理

おきなわの通貨交換問題

第1056号 平 至急 (ゆう先処理)

往電第1055号に関し

1. 9日、全りゆうで行なわれた通貨確認事務は、同日午後10時に一部地区を除いて滞りなく終了した。
2. 行政府に設置された「通貨確認対策本部」(本部長ヤラ主席)及びりゆう警本部からちよう取せるところ、大要次の通り。
(1) 確認事務は、午前8時から午後10時まで全りゆう333カ所で行なわれた。一部離島では準備が遅れ、午後から事務を開始した所もあつた。北大東島と水納島では、よく10日も確認事務を行なう。
(2) 9日の確認事務では、専らまど口で呈示される現金通貨(こう貨を含む)の確認のみが行なわれ、予ちよ金等の確認は後日に延期された。
(3) 「対策本部」は、各方面からの要請もあり、(1) 8日午後銀行が閉じたため現金を引出せず、給料を支払われなかつたもの。(ロ) 9日現在航海中の船員、及び(

外務省

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

ハ) りゆうきゆう政府の公務員だったもので、退職金に代わる小切手の支払い日付が8日であるもの、については特別措置を考慮することとし、//日行政府幹部にはかかることを決定した。

(4) また、「対策本部」は、航海中の船員については船長が、けい務所で服役中の者についてはけい務所長が、それぞれ保有通貨の確認を行なうことを認めた。

(5) 警備関係では、全りゆうで1423名のりゆう警警察官が動員された。午後10時30分までに入った連絡では、通貨ぎ造3件(100ドル、20ドル、5ドル各/まい)、スリ5件、ひ害総額1060ドル)、置き引き1件(同107ドル)、引つたくり未遂1件で、大勢において平おん無事に終始した。

(了)

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大政事外外儀官
務務典房
次次典房
臣官官審審長長
儀総入電厚
書文会管

総番号(1A) 55050
71年10月12日12時15分 沖 発
71年10月13日13時42分 本 省 着

外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

通貨切換要求けん民協議会

第1059号 平

//日午後3時ゆうなそうにおいて、通貨切換要求けん民協議会が開催された。出席者約200名、その3分の1は同盟系であり、その他けん労協、敬職員会のメンバーであった。目標として、

- (1) /ドル360円の補償
- (2) 損害について日米両政府の補償
- (3) 課徴金撤廃
- (4) 外国為替管理法の早期実施
- (5) 差損金の即時支払
- (6) 便乗値上げ反対

の事項を定めピラ配付等によつてこれを訴える由、なお、役員として会長に平良リヨウマツ(ナハ市長)、副会長、ミヤサト(エツふ連会長)、事務局長、フクチ広昭が選任された由。

(了)

ア 参地中東
長 北東西
米 参北北保
中 参一二
南 参西東洋
欧 参西東
長 西東

近 ア 参書近ア
長 参統国
長 参政技一
長 参協長条 国
長 参条協規
長 参政経科
長 参社專
長 参道内外
長 一二

通貨及び通貨性資産の
確認に関する緊急臨時措置法

(参考資料)

立派勧告理由

国際通貨不安の影響で日本本土が有るに
外因が替変動相場制に移行したことにあり
対紙経済に大きな影響を受け、果民に
不安と動揺を惹起しつゝある現状に鑑み、
通貨交換の際生ずるおそれのある住民の権
益を最少限に防止するため、対紙におい
て流通している未合衆国ドルも一ドルにつき
三六〇円で換算した額と通貨交換の際行
なされる交換比率により計算した額との
差額を日本国政府に保障せしめるべく果民
個人別の通貨及び通貨性資産の保有額を
確認する手続を定めるため、この参考案を
立法勧告するものである。

通貨及び通貨性資産の確認に関する
緊急臨時措置法(号)案

第一条(目的) この立法は、日本政府の外国
為替変動相場制等によつて生ずることのある
べき琉球住民の被害を最少限に防止す
るため、施政権者としての米合衆国政府の
有する権限に触れない範囲において行政
主席の長めるとし、琉球住民の所
持する通貨及び通貨性資産(以下「資
産」という。)について所掌の緊急措置を
講じ、もつて琉球経済の安定とその秩序
ある発展を図ることを目的とする。

第二条(定義) この立法及びこの立法に基づ
く規則において「琉球住民」とは、琉球政
府章典(一九五二年米国民政府布令第
六十八号)第三条による琉球住民、琉球
に住所を有する日本国民及び琉球に
永住する許可を得た者をいふ。

又 この立法及びこの立法に基づく規則に
おいて「通貨」とは、通貨(一九五八年高差弁
布官布令第十四号)第一条による米合衆

国帛で現金のみをいう。

3 この立法及びこの立法に基づく規則^{（監督官庁）}において、
別表(一)に定める金融機関の預貯金（定期預金及び未給付の相互掛金を含む）
及び金銭信託をいう。

4 この立法及びこの立法に基づく規則において「金融機関借入金」とは別表(二)に定める金融機関からの借入金をいう。

5 この立法及びこの立法に基づく規則において「純資産」とは第三項の資産から第四項の金融機関借入金を控除したものをいう。

第三条（通貨及び資産の確認） 行政主席は、行政主席が別に定めるところにより第一系の目的を達成するため、琉球住民の通貨・資産金融機関借入金及び純資産額を確認し、かつこれを日本政府に通報しなげねばならない。

2 行政主席は、行政主席が別に定めるところにより、前項に規定する確認事務を金融機関に行なわせることができる。

3 前項の規定による確認事務に従事する金融機関の職員は、刑法（明治四十年

法律第四十五号)その他の刑罰法令の適用については、公務に従事する職員とみなす。

第四系(必要な命令) 行政主席は、行政主席が別に定めるところにより、通貨、資産、金融機関借入金及び純資産の適正な確認を行うための琉球住民金融機関及びその他の関係者に対し、次の各号に掲げる事項を命ずることが出来る。

- 一 通算を金融機関に呈示し、前条に規定する確認を受けること。
- 二 預金等の業務及びその他の金融機関業務を一時的に停止すること。
- 三 債務の支払を一時的に停止すること。
- 四 資産、金融機関借入金、純資産及び通算の確認結果を報告すること。
- 五 琉球に入域する外国人(第三系第一項の規定による日本国民及び琉球に永住する許可を得た者を除く)の所持する通貨のうち行政主席の定めたる額を、一時的に一時保管すること。
- 六 その他必要な事項。

第五條(虚偽の申告等の禁止) 何人も、通貨の重複呈示、その他その所持又は負担する通貨、資産、金融機関借入金及び純資産につき不正の申告をすることはな
らない。

第六條(関係者の検査) 行政官等は、第三條の規定による通貨、資産、金融機関借入金及び純資産の確認上、必要があると認めるときは、その職員をして関係者に質問させ、又は当該確認事務に
関する帳簿書類、財産その他の物件を検査せしめ、とがてする。

又、前項の規定により当該職員が関係者に質問し、帳簿書類等を検査するときは、その身分を示す証券を携帯し、関係者に提示しなければならない。
第三條第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七條(罰則) この立法及びこの立法に基づく規則の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は五万ドル以下の罰金に処す。

第八條(施行規則) この立法の施行に関し、

必要な事項は、規則で定める。

附則

ノ、の立法は、公布の日より施行する。
又 法第三系第二項の適用を受ける通貨及び
投資者の確認事務を行う金融機関に
従事する者については、一九七一年に限り、住民
の祝祭日に関する立法（一九六一年立法第八十
五号）に定めるスポーツの日を十月第三土曜
日に変更するものとする。

別表(一)
 琉球銀行、沖繩銀行、中央相互銀行、
 沖繩信託、沖繩信用金庫、農林漁業中央
 金庫、全琉の農業信用協同組合(ただし支所を
 除く。)、全琉の漁業信用協同組合、全琉の郵
 便局、ただし琉球銀行、沖繩銀行及び郵便
 局については、官公署内営業所を除く。

別表(二)

別表(一)に掲げる金融機関(ただし全琉の
 郵便局を除く。)、琉球開発金融公社、大
 衆金融公社、琉球生命保険会社、沖繩
 生命保険会社、琉球火災海上保険会社、
 火災火災海上保険会社、バンクオブアメリカ、
 アメリカンイクスプレス、インターナショナル・バニキング
 コーポレーション、貸付を行なう琉球政府各種
 特別会計取扱機関

規則第 一 号

通貨及び通貨性資産の確認に関する緊
急時措置法(一九七一年立法第 一 号)の施行に
通貨及び通貨性資産の確認に関する緊急措置
の施行規則を定めることとし、この旨を
下に行政主事布告の次により定める。

一九七一年 月 日

行政主事 渥良朝苗

通貨及び通貨性資産の確認に関する緊
急措置法施行規則

第一条 琉球住民は、一九七一年十月九日午前

八時から午後十時までの間に、その所持

する通貨を別表(一)に掲げる金融機関

(以下「通貨呈示機関」という)の営業所へ

呈示しなければならない。ただし、天候その他

の理由により、北大東・粟国、渡名喜、竹富、

与那国、多良間の町村等の当該日時に呈

示できない地域については、その理由のなくなった

日の翌日までにこれをを行わなければならない。

又 呈示機関のない離島地域にあつては、行

政主事は、その職員または呈示機関の職員を

派遣して通貨の呈示確認事務を行なわ

なければならない。

3 前二項に規定する通貨の呈示は、別紙

様式第一号により、券種、枚数及び金額を

を記載した高面(以下「呈示票」といふ)を
二部を提出して行なわなければならない。

第二条 通貨呈示機関は、通貨の呈示を
受けたときは、呈示された通貨と呈示票の
記載とを照合し、その同一なることを二人以上の
職員で確認しなければならない。

又 通貨呈示機関は、前項の確認をした
場合は呈示票に別紙(以下「(一)の証紙」を
貼付し、かつこれに別紙(以下「(二)のスタンプ」
を押捺し、又重複呈示を防止するため
呈示紙幣に別紙(以下「(三)のスタンプ」を
捺した後確認した通貨と呈示票の一部
を通貨呈示者に交付しなければならない。

第三条 通貨呈示機関は、琉球住民でない者から
通貨の呈示を受け、これに呈示票を交付
してはならない。

二 通貨呈示機関は、同一通貨に対する
呈示票の重複交付をしてはならない。

第四条 琉球住民の預金等を受入れる金融機関
は、一九七二年十月八日から九日までの間(第一
条第一項に規定する町村等にあつては
一九七二年十月八日から通貨の呈示が行なわ
れる日までとの間)に限り、預金等の業務

及びその他の金融機関業務を停止しなげん
はならない。

又 琉球住民は前項の通貨呈示日に限り
その債権の支払を猶予するものとす。

第五条 本律債、琉球住民の貯蓄金等を受け
入れている金融機関は一九七二年十月八日（
第一条第一項に規定する所村等にあつては
通貨の呈示が行なわれる日の前日）現在の
預金等の所有者及び金額等を記載し
た書面を別紙様式第三号によつて二部
作成して、一九七二年十一月八日までに行
政主席人報告しなげなければならない。

第六条 別表（二）に掲げる金融機関日、九七
二年十月八日（第一条第一項に規定する所
村等にあつては通貨の呈示が行なわれる
日の前日）現在の琉球住民に対する貸付
金の金額等を記載した書面を別紙様式
第四号によつて二部作成して一九七二年十
一月八日までに行政主席人報告しなげ
なければならない。

第七条 行政主席人はその職員をして一九七二年
十月八日から九日までの間琉球へ入域する
外国人の携帶する通貨のうち五百ドル

たゞこの額を一九七一年十月八日から通貨
の呈示が行なわれる日までこの間に限り保
管しなればならない。

又 行取支店は、前段の規定により
通貨を一時保管するときは、別紙様
式第五号による一時保管証を交付しな
ければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表一
 琉球銀行、財源銀行、中央相互銀行、
 沖縄銀行、財源信用金庫、三才信用
 金庫、農林漁業中央金庫、全琉
 の農業信用協同組合（ただし支所
 を除く）、全琉の漁業信用協同組
 合、全琉の郵便局、たいてい琉球銀
 行、沖縄銀行及び郵便局に付いては
 官公署内営業所を除く。

別表二
 別表一に掲げる金融機関（たいてい
 全琉の郵便局を除く）琉球国交
 金融公社、大衆金融公社、バンク
 ス、アメリカ、アメリカンイクスプレス、
 インターナショナルバンク、コーポレー
 ション、貸付を行わず琉球政府若種
 特別会計取扱機関

通貨の確認事務取扱要領

「通貨及び通貨性資産の確認に関する緊急臨時措置法」第3条の規定により、通貨の確認事務（以下「確認事務」という。）を行なう場合には、この要領により行なうものとする。

第1(1) 各金融機関の役職員は、「通貨の確認」事務を行なう1971年10月9日（以下「確認の日」という。）の午前6時に通常の営業所に出勤する。

(2) 午前6時から同7時までに、その日の確認事務取扱要領についての説明を、当該営業所の長から受けるものとする。

(3) 午前7時から同8時までの間に、確認事務の作業準備を完了し、同8時から確認事務がただちにスムーズに行なえる態勢をととのえるものとする。

第2 確認事務を遂行するに当つては、先ず各営業所の長は、総括、指導整理、事務の各係を指名するものとする。

(1) 総括係は、当該営業所の長が当るものとし、確認事務の総指揮をとるものとする。

(2) 指導整理係は、当日の窓口はかなり混雑することが予想されるので、それを防止するため、先ず確認事務の作業の流れについて説明をし、確認事務が整然と行なわれるようにすること。

(3)イ 事務係は、確認申請者から米ドルと呈示票2枚を受取つ

たならば、それに基づいて現金の勘定をする。

ロ 事務係は、2人で1組を編成し、その中1人が確認申請者から呈示される呈示票2枚を受取り、呈示票の金額（呈示票の1枚については確認申請者に原則として金額まで記入させる。）と呈示された金額の一致を確かめ、その合計金額の頭部に当該事務係の検印を押し（不一致があれば確認申請者に訂正させる。訂正方法は、誤記入の金額全部を複線で消し、その上又は下に訂正金額を記入させ、複線に印鑑又は拇印を押させるものとする。）、当該紙幣通貨に所定の個所に所定のスタンプを押す。

ハ その金額が一致しておれば、他の1人は次の事務を行なう。

(イ) 金額未記入の呈示票にその金額を記入し、呈示票の2枚にあらかじめ定められた記号（A、B、C……）と取扱番号（一連番号）を附す。

(ロ) 確認申請者に交付する呈示票には定められたところに証紙を貼布し、その上に所定のスタンプで消印をなす。

(ハ) 当該営業所印及び当該事務係印を定められたところに押す。

(ニ) 2枚の呈示票には定められたところに所定のスタンプ

の割印をなす。

(外) 事務係が金額を記入した呈示票と現金を当該申請者に
交付又は返還する。

ニ 他の呈示票の1枚は当該事務係が保管する。

ホ 確認事務終了後は、使用済証紙数と呈示票が一致してい
ることを確認する。

第3 確認申請者が保障対象者(当該立法第2条第1項に規定する
琉球住民)の可否について疑問がある場合は、一応確認事務は
行なつて置き、後日機関責任者を通じ政府と協議の上確定する
ものとする。

第4 特に指導整理係においては、次のことを十分説明すること。

- (1) 呈示票は2枚提出すること。
- (2) この2枚に氏名印(印鑑所持してない者は拇印又は署名)
本籍、現住所の記入、その中1枚については、金額まで確認
申請者が、各自で行なうこと。
- (3) 呈示票の記入については、慎重に行ない書損じが生じない
ようにすること。
- (4) 現金については、一度確認したものについて所定のスタ
ンプを押捺し、重複確認ができないようにしていること。
- (5) 呈示票の記入はボールペン又はインクを使用すること。
- (6) 入口と出口は別々にし、事務のスムーズな進行を図ること。

第5 事務係は第2の(3)のハ号で述べたように、将来通貨交換の際
にこの呈示票の照合を容易にするために事務係毎にA、B、C
……の附号をつけて置き、その取扱呈示票(2枚)に一連番号
例えばA-1、B-1を附して置くこと。

第6 確認事務を終了した場合は総括係は各事務の取扱高を確認し
た上各事務係から保管呈示票未使用証紙未使用呈示票の引継ぎ
を行なう。

第7(1) 総括係は10月11日に別紙の営業所集計表、未使用証紙
及び未使用呈示票を各機関に送付するものとする。その場合
各営業所においては集計表を4部作成し、1部は当該営業所
に保管3部は各機関に送付する。

(2) 各機関においては、営業所集計表により、別紙の機関集計
表を3部作成し、1部は各機関で保管し、2部は10月15
日までに政府あて、営業所集計表2部及び未使用証紙、未使
用呈示票と共に送付するものとする。

証紙		氏名 (会社名)	印
1971年 祝復帰 琉球政府		本籍	
		現住所	

消印

種類	金額別の枚数記入		金額記入	
	数	量	小	計
0	例			2.20
1	125		125.-	
2	1		2.-	
5	1		5.-	
10	1		10.-	
20	1		20.-	
50				
100				
1,000				
10,000				
計				合計 64.20

硬貨は、この欄に金額をまとめて記入する

71年
復政
割印

取扱営業所印 (例〇〇銀行〇〇支店)

取扱者	氏名	印
	氏名	印

金額検印の方法 (例示)

呈示票

種類	数量	小計
計		\$ 5,326.33

検印

金額訂正の方法 (例示)

種類	数量	小計
0		
1	126	126
2		
計		

現金へのスタンプ (例示)

表面 (現金)
祝復帰・琉球政府

スタンプ

行政主席への報告様式

営業所集計表 (1971年10月9日)

機関名 ○ ○ 銀行、 営業所名 ○ ○ 支店、 責任者名 氏 名 団

通貨確認結果

事 務 係 記号	氏 名	件 数	金 額	備 考
				(注) 未確定呈示票については、備考欄に、氏名、金額を記入すること。
合 計	人			

機 関 集 計 表 (1971年10月9日)

機関名 ○ ○ 銀行、 責任者名 氏 名 団

通貨確認結果

営業所名	件 数	金 額	備 考
合計	店		

通貨確認事務のしおり

この調査の目的は、皆様の手許にある現金を確認し、本土復帰の際に行なわれる通貨交換比率と360円との差額を本土政府に保障させるために行なわれるものです。

一 保障される対象

- 1 琉球住民
- 2 琉球に住所を有する日本国民
- 3 琉球に永住権を有する者

二 現金を呈示する日時

10月9日午前8時から午後10時までの間

三 現金を呈示する場所

- 1 各銀行の本支店及び信託会社の本支店
- 2 貯金の受入を行なっている各協同組合
- 3 各信用金庫の本支店及び労働金庫の本支店
- 4 上記金融機関のない地域にあつては、役所、公民館等において政府職員及び金融機関職員が確認する。

5 各郵便局

四 呈示の方法

- 1 原則として直接本人が呈示票(別表(1))を作成し、現金を添えて呈示します。
- 2 本人が病気又は不在等正当な理由で直接呈示できない場合はその代理人が呈示票(別表(2))を作成し呈示することができます。
- 3 呈示された現金(こう貨を除く)にはスタンプを押して再度呈示できないようにしてからお返しします。
- 4 また、後日、保障金請求の際の証拠となる呈示済票も一部お返ししますから大切に保管しておいて下さい。

別表(2) 記入例

証紙	氏名	知念太郎
スタンプ	本籍	中頭郡美里村字〇〇
	現住所	那覇市字古波蔵300番地

代理人 住所 那覇市美栄橋町3の4
氏名 田中太郎

種類	数量	小計
0		3.20
1	10	10.00
2		
5	3	15.00
10	2	20.00
20	1	20.00
50		
100		
1,000		
10,000		
	16	\$68.20
計		合計

取扱者	〇〇銀行〇〇支店
	山田太郎

別表(1) 記入例

証紙	氏名	知念太郎
スタンプ	本籍	中頭郡美里村字〇〇
	現住所	那覇市字古波蔵300番地

種類	数量	小計
0		5.50
1	3	3.00
2		
5	1	5.00
10	3	30.00
20	2	40.00
50		
100		
1,000		
10,000		
	9	\$83.50
計		合計

取扱者	〇〇銀行〇〇支店
	山田太郎

琉球政府声明

- 1 政府は、本土政府の外国為替変動相場制移行以来沖縄県民の間に生じた不安と動揺を一日も早く解消することを念願して、復帰をまつまでもなく1ドル対360円による通貨の交換を早急に実施するよう、本土政府に強く要請してきたのであるが本日、本土政府との協議の結果に基づき、施政権者としての米国政府の権限にふれない範囲内において、通貨の提示命令を含む一連の緊急措置を実施することとした。
- 2 政府は、本日交付する「通貨及び通貨性資産の確認に関する緊急措置法」に基づき、提示または調査確認された沖縄県民の個人別純資産額を本土政府に通報することとし、日本政府は、この資料に基づき、別紙要綱により、復帰の際に行なわれる通貨交換に当つて、給付金を支給することを決定した。
- 3 この度の緊急措置が円滑かつ速かに実行され所期の目的を達成するよう県民各位の全面的な協力を要望するとともに、永年にわたる沖縄県民の労苦に報いるべく今回の特別措置を決定された本土政府の配慮に対し、県民を代表して深甚の謝意を表明

する次第である。

1971年10月8日

行政主席 屋良朝苗

別紙 給付金支給要綱

一 給付金支給対象者

- (一) 琉球政府章典(1952年2月29日米国民政府布令)第68号第3条に規定する琉球住民
- (二) 沖縄に住所を有する日本国民
- (三) 1954年6月21日米国民政府指令第5号により、永住許可を受けた者

二 給付金の算定の対象となる資産及び負債の範囲

- (一) 現金通貨
- (二) 別表(一)に定める金融機関預貯金(定期積金及び未給付の相互掛金を含む)及び金銭信託ならびに別表(二)に定める金融機関からの借入金
- (三) 前記(一)及び(二)とも琉球政府の「通貨及び通貨性資産の確認に関する緊急措置法」及びこれに基づいて規則に従い確認されたものに限る。

三 給付金算定方法

次の(一)及び(二)の資産額に対し、夫々1ドルに当り(三)の金額を乗じた額の合計額を給付金の額とする。

- (一) 前記二の(一)による現金通貨
- (二) 前記二の(二)に定める資産及び負債を前記一の支給対象者別に総合的になよせして、資産、負債を差引計算した純資産額
- (三) 復帰の際行なわれる通貨交換に適用される交換比率(対ドル円表示額)と360円との差額

別表(一)

- / 銀行(外国銀行を含む)
- / 相互銀行
- / 信託会社
- / 信用金庫
- / 労働金庫
- / 農林漁業中央金庫
- / 農業信用協同組合
- / 漁業信用協同組合
- / 郵便局

別表(二)

- / 別表(一)に掲げる金融機関(郵便局を除く)
- / 琉球開発金融公社
- / 大衆金融公庫
- / 琉球政府の各種融通特別会計

NEWS RELEASE

PLEASE NOTE DATE



UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION
OF THE RYUKYU ISLANDS
PUBLIC AFFAIRS DEPARTMENT

URASOE OKINAWA
(APO SAN FRANCISCO 96348)
TEL 7213

FOR IMMEDIATE RELEASE:

NEWS RELEASE: 71-184
October 8, 1971

COMMENT ON GRI CURRENCY REGISTRATION ACTION

URASOE, Okinawa, Oct. 8 -- A spokesman for the High Commissioner, Lt. Gen. James B. Lampert, said tonight that the registration of dollar currency as announced by the Government of the Ryukyu Islands for Saturday, Oct. 9, does not apply to U.S. Government military and civilian personnel and their families.

The spokesman said that the registration applies to persons with family registers in the Ryukyu Islands, to Japanese citizens resident in the Ryukyu Islands, and to persons permanently domiciled in the Ryukyus as defined in USCAR Directive No. 5 of 1954.

The High Commissioner informed Chief Executive Yara in a meeting late this afternoon that the rights of non-government United States personnel and of other third country nationals in Okinawa were reserved pending study of the registration action by the appropriate U.S. Government authorities.

(END)

琉球政府の通貨申告措置に関する論評

浦添，沖縄，10月8日 -- 高等弁務官ジェームス・B・ランバート中将のスポークスマンは今晚、琉球政府の声明により10月9日（土曜）に行なわれるドル申告は米軍人、民間人及びその家族に適用されないと云った。

同スポークスマンは、琉球に籍を有する者、琉球に居住する日本人、及び1954年に公布になった民政府指令5号により永住許可を受けた者が申告の対象者になると云った。

高等弁務官は、今日午後の屋良主席との会談で、沖縄に居る非政府雇用の米国人及びその他の第三国人の権利は米軍政府の関係当局者による申告措置の検討を終るまで保留されると伝えた。

(完)

秘密標記(赤色)

アメリカ局長

参事官

北米第一課長

手張

北米課長

第 630 号

昭和 46 年 10 月 14 日

外務大臣 殿

在準備委代表事務所
高瀬代



本
本
本

OK
T
A
M
O
F

(2)
10/18
(22)
初稿

要処理

(件名)

沖縄の通貨交換問題(新聞報道)

首席事務官

総務

渉外

調査

航

科学

連絡

調

査

査

査

査

引用公・電信
日付・番号

経電第1056号

10月12日付王-ニ-7.スタ-は、才1面に

"Japan Sorry for Secret Move" と題する

本件関係記事を掲載しているため、同記事切

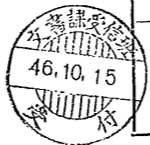
抜き(写)別添送付する。

付属添付 付属空便(行) 付属空便(DP) 付属船便(貨) 付属船便(郵)

本信送付先:

本信写送付先:

省内写配布希望先:

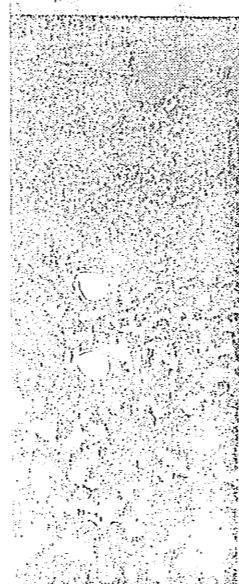


GA-3-1

在外公館

2742

Secret Move



ANNIVERSARY
to watch the city's 50th war battle. Two teams v. It was exciting day (MORNING STAR Photo)

Hours Center

Windows broken. Firemen and police entered building with no difficulty and put out the fire, A. Shepherd, state mental health commissioner, said. At this time there appears to be no attempt at escape, Shepherd said. Shepherd indicated that drink-drugs may have been in the disturbance. At the time complaints were by the patients "they were intoxicated that we could understand them," he said.

Even of the inmates in had recently been transferred to the center from the plagued maximum security at Norwich State

The Japanese government apologized to the United States for making decisions affecting Okinawa without giving notice to the American authorities, U.S. Embassy officials in Tokyo said yesterday.

The officials said the apology was extended after U.S. Ambassador Armin Meyer "expressed objection" that there had been no prior consultations on the Japanese decision to exchange dollars held by Okinawans to yen at the rate of 360 yen to one dollar.

The Japanese government announced Friday it would allow Okinawans to convert dollars to yen at the old exchange rate when the islands are returned to Japanese rule some time next year.

Planning governmental moves to be made after reversion, of course, is within the rights of the government of Japan. On this occasion, however, it wasn't the exchange-rate decision that caused embassy officials in Tokyo to protest to the Japanese Foreign Ministry.

Japan decided that only the dollars in cash or savings held by Okinawans up until Oct. 9 would be given the 360-1 treatment — any future earnings and savings will have to be

exchanged at the rate in existence at the time of reversion.

This brought on the controversial dollar count that took place Saturday. When the announcement was made Friday afternoon, U.S. government officials were caught by surprise.

Being that the United States is the administering authority of the Ryukyu Islands — the ruling government, that is — it would follow that a foreign country would consult with the U.S. government before taking such a step.

American embassy officials also complained to the Japanese Foreign Ministry in Tokyo that American civilians and third country nationals on Okinawa were excluded from the 360-1 exchange deal, and said it was "an act of discrimination" against them.

No report was received that Japan apologized for the discrimination charge.

The Japanese ruling did not permit Americans and third country nationals to take their money to banks Saturday and register it for future exchange at the advantageous rate — only Okinawans were permitted to do this.

In fact, the two commercial American banks, where most of the Americans and many of the other foreigners on the island do their banking business, were ordered closed Friday afternoon and to remain closed Saturday.

This made it impossible for the foreigners to remove their money from the bank and give it to Okinawans who could have gotten credit for it and possibly paid off the difference when

dollars are exchanged for yen. The value of yen has risen about 8.9 percent to 330.37 to one dollar since currency was floated on the foreign exchange market Aug. 28. This represents the loss Americans and other foreigners will take when their money is converted into yen.

Government officials estimated the total amount of dollars in circulation in the Ryukyus is about \$110 million.

Reports from the government of the Ryukyu Islands said 251,302 persons turned in \$57,672,000 for registration Saturday, and that total savings on financial records came to \$949,240,000. At yesterday's exchange rate with the yen up 8.9 percent, this means Okinawans were promised \$89,615,168, the difference between 330.37 yen to one dollar and 360 to the dollar.

Any further upvaluing of the yen, which economists say is likely, would increase the cost to the Japanese government.

Rain Cancels Columbus Parade

NEW YORK (AP) — A continuous downpour of rain and flooding streets forced the cancellation of the annual Columbus Day parade up Fifth Avenue yesterday.

Members of the Columbus Citizens Committee who had already weathered a soggy wreath laying ceremony at Columbus Circle, said it was the first time the parade had been called off in the committee's more-than-40-year history.

AREA IN HEAVY COMBAT ZONE

Probe Refusal To Fight Report

SAIGON (AP) — U.S. military officials said yesterday they were investigating an incident

in which several U.S. soldiers reportedly balked at accompanying a night ambush patrol.

Quake Jolts Central Japan

TOKYO (AP) — A fairly strong earthquake jolted central and northern parts of Honshu, Japan's largest main island, at

The incident occurred Saturday evening at fire support base pace, an artillery base manned by American and South Vietnamese troops on the Cambodian border where heavy fighting has occurred in the last two weeks.

Firebase Pace is located on Highway 22 where it crosses the Cambodian border seven miles south of the rubber plantation town of Krek.

Its position is in the middle of the area where the recent border fighting has been heaviest, and its guns have been firing in support of Firebase Alpha, the besieged South

file 19

アメリカ局長

秘密標記(赤色)

参事官
北米第一課長

第 631 号
昭和 46 年 10 月 14 日

外務大臣 殿

在準備委代表事務所
高瀬 代



(件名)
沖繩返還協定(モニングスター-投書)

引用公・電信
日付・番号

10月14日付モニングスターは、最終面の

投書欄に、"Another Japanese Pearl Harbor

Invasion" と題する要旨次の通り投書を掲

載して、以下の通り同記事切抜き(写)別添送

付属添付 付属空便(行) 付属空便(DP) 付属船便(貨) 付属船便(郵)

本信送付先:

本信写送付先:

省内写配布希望先:

GA-3-1

在外公館

2780

要人
首席
渉外調査
航空
調
力



追水字のA.M.O.F.M.I.T. 1/18

付する。

(1) 日本政府は、現在沖縄に完全に施政権を有する米國政府に何らの事前連絡もなく、先般の通~~達~~確認作業を行なつた。

山中長官は、今回の措置を述べたに当たつて、「名~~通~~通~~達~~」と述べた。

位之られたが、これは Sneak Attack を認めたる言辭であり、日本政府の高官の言ふことにはならざりしことを裏証するものである。

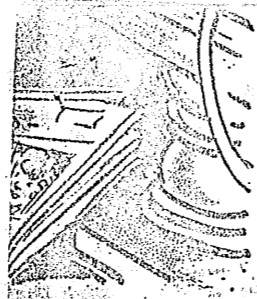
(2) 衆~~知~~知^る如く、この沖縄は、その大戦で多大な犠牲を払つて手に入れたものであるが、72元國務長官が沖縄の潜在主権は日本にあると余計なことを言つたのである。加ふるに、沖縄が日本に返

GA-4

外務省

還されれば、米國が極東の安全のために
沖縄から軍隊を動かす際は、
日本政府の軍部の承諾を得なければなら
ないようになり。

(3) われわれは、日本人が再び沖縄に
おける米軍の米國人及び米子國人の利益
に目を向けたことに鑑み、この外交
委員会はいわ米上院の全議員に電報また
は書簡を提出し、少くとも5年間は沖縄
の日本人の返還に反対案を採ることか
必要をすることを説明するのが道義であると
思う。



Court

by William B. Shannon

Presidents to bear in mind the race, religion, regional origin and even sex of prospective court nominees.

But if Nixon really wished to strengthen the Court, he would look beyond these less important factors and consider the range of abilities and experience which should be present. The Court needs a brilliant legal scholar to contribute the subtle analyses Justices Frankfurter and Harlan provided.

It also needs a former elected official who has a "feel" for public opinion. Some of the giants of the court in this century — William Howard Taft, a former President and Cabinet officer, Hughes and Warren, former Governors, and Black, a former Senator — were impressive partly because they brought to their judicial work the insights into practical affairs which political experience afforded.

Instead of a man and a woman, or a Northerner and a Southerner, why not a "balanced ticket" of scholarly erudition and robust common sense?

Cleanup Reveals Valuable Raphael

NEW YORK (AP) — A dirty old painting which art dealer Ira Spanierman bought here three years ago has been cleaned up and identified as a portrait by Raphael, Spanierman said yesterday.

He figures the picture is worth millions, although how many he could not say.

He would not say from whom he bought it, or how much he paid for it.

The portrait of Lorenzo de Medici, grandson of Lorenzo the Magnificent, has bounced around for centuries, variously identified as a copy of "a late 16th century work." At the latest reported sale, it brought \$2,615 at a London gallery in the 1960s, Spanierman said.

Experts in New York and London have identified it as painted by Raphael in 1512, two years before the Italian master's death.

ANOTHER JAPANESE "PEARL HARBOR" INVASION

Dear Sir:

This time it was a financial invasion. Without warning to the U.S. Government, who are supposed to have absolute control of the Ryukyu Islands, the Japanese Foreign Minister came in Saturday morning, the 10th of October 1971, and defaced millions of dollars of American greenbacks by searing all Ryukyuan into bringing their pocket money or "mattress money" into a Ryukyuan bank to have it stamped and a certificate issued to each person that these dollars would be exchanged at time of reversion at a rate of 360 yen to one U.S. dollar. They also ordered all commercial American Banks to close at once.

Sadanori Yamanaka, Secretary General of the Prime Minister's office, is reported to have said he had "pulled off a good act." In our language he admits it was another sneak attack, which goes to prove that you evidently still cannot trust certain high ranking Japanese officials.

Lest we forget — The Ryukyu Islands, of which the largest is Okinawa, are all due to be reverted to Japan in 1972. We evidently need to be reminded that the islands are now under the jurisdiction of the United States Government, not from our own choosing, but to protect the free world from aggression against a few top Japanese bullies of a quarter century ago. Possibly, Mr. and Mrs. American as well as some of our senators should be reminded that these islands were taken in an all-out war.

Has everyone forgotten that these islands were taken at a great expense to the U.S. Government and the blood of American youth, as well as 36 ships sunk, 369 damaged, 763 aircraft lost, 36,631 American boys wounded, and 12,520 killed.

In the first place, these islands should not have been considered for reversion for a good many reasons. It was originally instigated as the bastard brain child of our former secretary of state, John Foster Dulles, who never should have been secretary of state in the first place. He said without any authority, that the Japanese held residual sovereignty over the Ryukyu Islands. The Japanese believed him and are about to see it come true.

One of the other distinct disadvantages of this reversion

is that we will have to have the sanction of the government of Japan to send missions from this island in case of war or an incident for which we need to send American air power or troops as the United States sees fit.

Lt. Gen. Jerry D. Page, the former commander of the 313th Air Division, a true American, who voiced his expert opinion on this subject several years ago at a Chamber of Commerce meeting, was that this was the only place on American soil that he could launch defensive or offensive action that would hit or defend Southeast Asia, China, Guam, Philippines, Taiwan, Japan, Indonesia or Korea.

After reversion, unless we have it spelled out in no uncertain terms, we will have to get down on our rice pickin' knees to ask the government of Japan's permission if we need to send planes, ships or men to support the free enterprise system in this part of the world.

We have had our ears to the ground and it would seem

that no one from USCAR who are supposed to run this island knew a thing about this year-dollar exchange. We have heard that our ambassador in our American Embassy in Japan will bring charges that it was a discriminatory act.

Minister Richard Sneider who has worked long and hard on the reversion problem is plenty upset about this sneak attack behind his back.

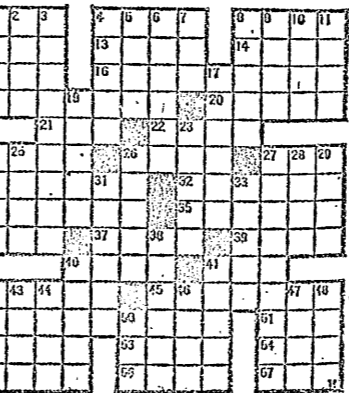
Since the interests of all Americans and third country nationals on this island have been again "hoodwinked" by the Japanese we believe it to be only fitting and proper that everyone wire or write to Mr. Fulbright's "Foreign Relations Committee," Washington, D.C. as well as all members of the Senate and explain how urgent it is for them to register a "NO" vote on the reversion of Okinawa to Japanese Government for at least a period of five years.

A GROUP, DEDICATED TO FAIR, HONEST GOVERNMENTAL ACTION

Music Minded

ACROSS

- 1 Popular song
- 4 "___ on the Range"
- 8 Musical directions
- 12 "___ to Billie Jo"
- 13 Hebrew measure
- 14 Anxiety
- 15 Band leader Brown
- 16 Caustic
- 18 Doter on the beautiful
- 20 Wedge-shaped piece of wood
- 21 Burgh in Scotland
- 22 Was indebted for
- 24 Apple, for instance
- 26 Formally precise
- 27 Folding bed
- 30 Thoroughfare
- 32 Girl of song
- 34 Title anew
- 35 Glossy paint
- 36 Knack
- 37 Trudge
- 39 Writing table
- 40 Coffin stand
- 41 Scientist's workroom (coll.)
- 42 Disunite
- 45 Quicken
- 49 Light musical stanzas
- 51 Mountain pass
- 52 Grow weary
- 53 Multitude
- 54 Hawaiian timber tree
- 55 Bignonet
- 56 Epochs
- 57 Streets (ab.)



DOWN

- 1 Cavity
- 2 Roman date
- 3 Solemn covenant
- 4 Hang about
- 5 Leave out
- 6 "Shooting star"
- 7 Stray
- 8 Hide sharply
- 9 Story
- 10 Operatic solo
- 11 Denomination
- 17 Skilled traveler among glaciers
- 19 Cowardly carnivore
- 23 Bound with wire
- 24 Brazilian state
- 25 "Somewhere — the Rainbow"
- 26 The rhebok (slang)
- 28 Individuals
- 29 Converse
- 31 Baseball arbiter
- 33 Female form of address
- 39 Public speaker
- 40 Basque cap
- 41 Carcena (naut.)
- 42 Drunkards
- 43 Narrative poetry
- 44 Girl's name
- 46 Space group (ab.)
- 47 Blow a horn
- 48 Guido's notes
- 50 Article

Answer to Previous Puzzles



(部の内 号)

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大政事外務官

務典房
次典房
臣官官審審長長
儀総人電厚計
書文会営給

調査長
参企析調
参領旅査移

参地中東
長北西
参北北保
中南審
参西東洋
長西東

近ア長
参書近ア
参統国
参政技一理
参条協規
長国
参政経科
長情長文長
参道内外
一二

71年10月19日16時46分 許 純 発 米北
71年10月19日16時48分 本省 着

外務大臣殿 高 潔 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理

弁務官との会談

第1074号 極秘 至急 (ゆう先処理)

ランパート高等弁務官とちゆう食を共にしこん談したる処左の通り。(ノールズ同席)

1. 先般の当地におけるドル貨とう銀につきては、本使は全く事前の通報を得居らず、この点は弁務官と同様なりと述べたる処、弁務官は、りゆう政及びりゆうきゆう金融機関を施政権者たる米政府の知らざる間に指し指置したることの法的効果に疑問ありとの説すらあり、軍労務者の支払いが期日を同じくすることを得ざるため、得べかりし利益を得ざりし例(スト中等の理由)もあり、なかなか難しき問題起り居る処、多数のりゆうきゆう人が利益に均てんしたることばよろこぶべきことなりと述べ、今後均てんせざりしものに対する修正的の措置あるべきやと問いたるにつきて、本使より、今回限りの措置と理解し居れりと応えたり。

2. 次いで弁務官より、今月28日の米上院ちよう開会に出席するため今週末に帰米し、約20日滞在の予定なる処

外務省

極秘

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

当地における24日のGEN. WESTMORELANDかん迎会に出席し得ざることとなる旨の発言ありたるにつきて、本使より、右には約の如く出席すべしと応え、弁務官は緊要の事あらば滞在予定を切上げ帰任すべきにつきて何なりとファイアリー弁務官代理に申聞あり度しとのことにつきて右を了承す。

3. おきなわ国会を迎える当地の事態につきて、その所見を交換したるが、弁務官帰米前(一両日中に)にヤラを交え3者会談を行ない、治安維持または暴力排除の声明をヤラをして発せしむることを中心とするこん談を行なうこととし、ヤラに対する連絡を弁務官府においてとることしたり。なお、当地における反対派の動きにつきては既存のスローガンをレポートする他新規のものなく、また、戦術においても旧来のもの多く、対策において誤りなくんば押え得るとの意見に到達し、双方の連絡を密にし、あらゆる事態に対処することに一致せり。

4. 先方より質問ありたるを以つて、おきなわ知事選のこ補問題、おきなわ国会の問題点につきて概要説明し、本土政府及び与党の不ばつの目的完遂決意に言及し、17日の自民党/日政調会が成功なりと例示、本土及びおきなわにおける一般運動方針をも述べ弁務官の協力を求め置きたり

(了)

外務省

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

97

大政事外外儀官

務務典房

次次

臣官官審審長長

儀総人電厚計

書文合書給

調査長
領移長

参企析調

参領旅査移

ア 参地中東

北東西

長米長

中南番

参一

参西東洋

西東

長

近ア

参書近ア

長経

参買統国

長経協長

参政技一理

条

参協規

長国

参政経科

長博

参道内外

文長

電信写

総番号(TA) 67837
 71年 月 日 14時40分 津 優 主管
 71年 12月 23日 15時03分 本 省 発着 米北

外務大臣殿 吉田 大使 臨時代理大使 総領事 代理

通貨の即時切り替えに関する立法院要請団

第1278号 平 至急

貴電経経合第83/3号に関し

立法院は22日の臨時議会で「日米両政府はおきなわのドル通貨を1ドル対360円の交換比率で直ちに円通貨に切り換える措置を講ずべし」との日米両国関係当局に対する要請決議を全会一致で採択し、23日から27日まで屋議長以下8名の議員を院代表として東京に派遣することを決定した。(決議文空送する。)

(丁)

(762海 23/12)

送付

沖繩の通貨の即時切替えに関する要請決議

本院は、去る八月二十四日沖繩の通貨の即時切替えが県民の切実な問題であるとして院議をもつて強く要請したのであるが、その実現を見ないままに政府は、十二月十九日円の切上げを一ドル対三〇八円の交換比率で決定し、翌二十日から直ちに実施した。

政府は、円の切上げによつて県民に不利益をあたえないと公約しながら、八月変動相場移行以後すでに大きな不利益を与えてきた。今回の円の大幅切上げによつて県民は、またまた計り知ることのできない大きな損失を被ることになり、沖繩経済は壊滅的な危機に直面した。

このような日米両政府の県民を無視した措置に対し、県民は、大きな憤りと不満を表明せざるを得ない。

この問題の唯一の解決策は、通貨の即時切替え以外にはない。
よつて琉球政府立法院は、日米両政府が沖繩のドル通貨を一ドル対三六〇円の交換比率で直ちに円通貨に切り換える措置を講ずるよう院議をもつて強く要請する。
右決議する。

一九七一年十二月二十二日

琉球政府立法院

内閣総理大臣、外務大臣、大蔵大臣、総理府総務長官、通商産業大臣
経済企画庁長官、衆議院議長、参議院議長、アメリカ合衆国大統領、
アメリカ合衆国上院議長、アメリカ合衆国下院議長、駐日アメリカ
大使、琉球列島高等弁務官

あて

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 67840 主管
 71年12月23日15時15分 3中 発 米
 71年12月23日15時26分 本省 着

外務大臣殿 吉田 大使 臨時代理大使 総領事 代理

返かん協定関連法案反対けん民総決起大会

第1279号 平

復帰協は22日午後6時過ぎからナハ市内のヨギ公園で「けん民無視のおきなわ協定、関係法案の反対と通貨の即時切り替えを要求する12・22けん民総決起大会」を開催し、約2,500名が参集した。

トウバル会長は「返かん協定はけん民の意思を完全に無視するものであり、また、円切り上げ措置はけん民の日常生活を完全に破かいする処置である。」と批判した。このあと通貨切り替えけん民協会長の平良ナハ市長が激励あいさつに立ち、「返かん協定がけん民の意思を無視していることはいままでもないが、今回の新しいレート決定は地方自治体の財政を危機におとし入れるものである。自分は市民生活をゆたかにするため新年度予算に3,000万ドルを組んだが今度の新レートの決定でこの予算は実質的に2,500万ドルに落ち込んだ。その責任はサトウ政府にある。各市ちょう村はこぞつて抗議行動を起し、損失補償を強く要求すべきだ」としてけん民の総決起を促した。引き

外務省

- 大政事外外儀官
- 事務次長
- 典房
- 臣官官審審長長
- 儀編入電厚計
- 書文会営給
- 調査長
- 参企折調
- 領移長
- 参領旅査移
- ア参地中東
- 長北東西
- 米長参北北保
- 中南番
- 参一二
- 欧参西東洋
- 長西東
- 近ア参書近ア
- 長次総経国資源
- 長貿統国
- 長経協長参政技一理
- 長国企二
- 長参条協規
- 長国参政経科
- 長軍社専
- 長参道内外
- 長文参一二

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

続きナカヨシけん協議長、ウエスふ連代表、ヒガの権利と財産を守る軍用地主会連合会、事務局長、平良社大党書記長、親川人民党中央常任委員、アラカキ社会党書記長らが意見発表を行なった。このあと「けん民無視のおきなわ協定、関連法案に反対しサトウ自民党内閣の退陣を要求する決議」と「通貨の即時切り替え、一切の損失補償を要求する決議」を満場一致で採択するとともに、通貨の即時切り替えを本土政府、国会要路に訴える東京せつしよう団の派遣を決めた。せつしよう団は平良市長を団長に10人が23日午後上京する。大会後、りゆうきゆう立法院前までデモ行進し、午後9時解散した。本大会には、同盟系も参加したことが注目されている。なお、中核学生40名、草マル学生50名いずれも事前に規制され警備上特に問題はなかつた由。

(了)

(18 23 17:45)

外務省

大政事外外係官
 務務 典房
 次次
 臣官官審審長長
 備備人電厚計
 書文会營給

調査長
 参企折調
 領移長
 参領旅査移

ア 参地中東
 長 北東西
 参北北保
 中 参一二
 南 参西東洋
 番 西東
 吹 長

近ア 参書近ア
 長 次総経国資
 参 長 参質統国
 経 協 参政技一理
 長 長 国 国企二
 協 長 長 参政経科
 長 軍社專
 参 参道内外
 長 参一二
 文 長

注意
 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。
 198

総番号(TA) 6A292 主管
 71年12月13日 13時45分 沖 護 発 米北
 71年12月25日 13時51分 本 省 着 米北

外務大臣殿 吉 田 臨時代理大使 総領事 代理
 通貨問題対策協議会の答申
 第1283号 平 至急

「ヤラ主席の私的顧問として設置された「通貨問題対策協議会」(会長ミヤサト 副主席)は24日までに4回の会議を開催した結果に基づき、25日午前、次の通りの答申を行なった。

〈答申内容〉

「現下の通貨問題に対し、包括的な問題検討と対応策について、問を受けた当協議会は次の通り答申する。

おきなわの通貨を米ドルから日本円へ、ドル対360円のレートで即時切り替えること。このことは、おきなわが通貨価値の変動以前と同じ経済状況を維持し、だれも不当に損失をこうむつてはならないとする原則に立つものである。従つて債権債務や諸契約等も、ドル対360円の比率で読みかえること。(ただし、換算による重複加算があつてはならない。)

更に、1977年8月28日の変動為替相場制移行後通貨切り替え時点までに発生したすべての損失についても本土

注意
 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

政府が完全に補償すること。』

2. この答申が決定される過程において、当協議会では去る10月8日に行なわれた通貨及び米ドル等の確認措置を前提とした対策を講ずることが先決であるとするりゅうきゅう政府側委員の意見と、確認措置を否定して即時ドル対360円の交換を要求すべきだとするりゅう大教授グループの意見とが激しく対立した模様であるが、結局後者の立場に立つた答申が行なわれることとなつたものである。

3. りゅうきゅう政府においてはこの答申を受けて本25日午後臨時局長会議を開き取扱いを検討することとなつて

いる。

〈了〉

北米課長

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

秘密標記(赤色)

系案

() 第 218 号
昭和 46 年 12 月 23 日

外務大臣 殿

在準備委代表事務所
高瀬 代
[Seal]

- 参事官
- 総務
- 迎観
- 渉外調査
- 漁業
- 航空
- 科学協力
- 連絡調整
- 調査
- カナダ
- 司庶務

(件名)
沖縄の通貨の即時切替に關する立法院要請

引用公・電信
日付・番号 往電才 1278 号

12月22日の立法院臨時議会で全会一致

の採択され本件要請決議のテキスト2部別添

添付す。

付属添付 付属空便(行) 付属空便(DP) 付属船便(貨) 付属船便(郵)

本信送付先:
本信写送付先:
配付先:

GA-3-1 在外公館



全印の付

秘密表示(朱印)

部数指示	発信用	執務用	備考
主信	/	/	
付属	あり	30	添付

発送日 昭和47年2月21日
処理日
発信タイプ 検査

文書課長 公信案 (分類)

公信番号 北 第 39 号 公信日付 昭和47年2月21日

大臣 主管 起案 昭和47年2月19日

政務次官

事務次官 アメリカ局長

外務審議官 参事官

外務審議官 北米第一課長

官房長

起案者 電話番号 50 2490

協議先

受信者 在沖繩高瀬大使 発信者 外務大臣

写送付先 (希望発送日) 月 日

件名 沖縄の通貨問題に關する回覧字の送付

GA-2 21 25 外務省 回覧番号

米北第 39 号
昭和 47 年 2 月 21 日

沖縄復帰準備委員会
日本国政府代表 殿

外務大臣

(件名)
沖縄の通貨問題に関する回覧字の送付

引用公・電信
日付・番号

(本件は 1 月 27 日)

2 月 17 日付 日経新聞 (朝刊) 報道

につき、関係省庁に照会した結果を

取纏め 局内回覧したものの字 送付

参考まで、一部別添送付する。

※ 付属添付 付属空便 (行) 付属空便 (DP) 付属船便 (貨) 付属船便 (郵)

GA-21

外務省

(※印は文書課記入)

アメリカ局長
参事官
北米才一課

沖縄の通貨争問題
(新聞記事)

47. 2. 17.

米北 -

本 17 日付 日経新聞一面に報せられた本件
記事 (別添) につき、大蔵省官房 (野村第

部) 及び対策庁総務課 (平野事務官) に照
会したところ、以下のとおり参考とす。

1. 大蔵省官房

(1) 一口の結論として、右記事内容は、8割方

誤りである。

(2) 昨 16 日、対策庁副田総務部長が小幡理財

局長と訪れ、本件解決策につき、種々要請あり
際、大蔵省としては、沖縄に対し日政援助中

の財政投資の未使用分残額を活用し

GA-6

外務省

3657

必要方面に融資対策の措置をとるべき旨
述べたものであり、新たに、この解決のため

の財政支出をコミットしたのではない。

(3) 沖縄に対する財政投融资は、45年度及

び46年度からの繰越に残高が現在
約90億3,200万円あり、この枠内

沖縄への支出頻度の高い(1)住宅建設資
金融通特別会計、(2)産業開発資金特別

会計、(3)大蔵金融公庫等へ、他の未使用
支出項目から流用転付を承認するとい

のが大蔵省の考案である。記事では、追
加出資相希望が示されているが、全くの誤りである。

(本会計年度内一3月31日までに上記90
億円を到底使い切れないとみている。)

2. 対策、総務課

(1) 山中総務長官は、昨日午後の記者

会見で、記事の如き融資に関する予
項目の緊急措置につき述べたが、右は

あくまで融資への考案を述べたもので、^(増大)日政
追加出資を確言したのではない。

(2) なお、その際、中3項目の電気、バス、航空
料金の復帰時360円換算の問題について

は、長官は、その旨を要請はあったが、総
理府、各企業、関係者は、これを承認

していない。自分としては、各企業と相談の上、
これを認めたいと考案しているが、木村各企業

長官の了解は未だ得ない旨述べた。

(3) 最後、琉球銀行への外貨預託問題は
大蔵省の回し調整を要する旨、付言した。

通電交換 file

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられた。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

大政事外儀官
 務務典房
 次次
 臣官官審審長長
 儀綴人電厚計
 書文会營給

調査長
 参企析調
 参領旅査移
 長

参中東
 長北東西
 参北北保
 中南
 参一二
 参西東洋
 長西東

近ア長経
 参書近ア
 次総経国資
 参質統三
 参政技一理
 国企二
 参務協規
 参政経科
 軍社專
 参道内外
 参一二
 長情
 長文

総番号(TA) 25/8 時03分 沖繩 発着
 72年2月25日 17時45分 本省 着

外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

ヤラ。ランパート会議

第108号 平

ヤラ主席は24日ランパート高等弁務官と会見し、(1)、全軍労の大量解雇(2)、せん閣諸島(3)、通貨等の諸問題につき要請したあと記者会見を行なったところ、25日付おきなわタイムス(朝刊)の報ずるところ次の通り。

(1)、主席より大量解雇撤回、第2種従業員の合理化中止及び解雇予告期間の延長などを申し入れたところ、弁務官は、復帰とともに米軍の使命が終り基地の整理縮小が行なわれるのは止むを得ず、その結果そこで働いていた従業員を解雇するのはしかたがない。第2種従業員については合理化はしていない。クラブ関係はあか字経営のところが多く、入件費を削減する以外に方法がない。予告期間の延長は財政上、事務上これ以上は無理である。

(2)、せん閣諸島問題については、弁務官より、台北の大使館からの情報ではそこに移住する計画があるとかどうするといった具体的な動きはないようであり、また、情勢が変わったとは思えないので、漁業に不安があればりゅう馨で民政府公安局と連絡をとりつつ従来通り現地をパトロー

外務省

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

ルすべきであろうと述べた。

(3)、通貨問題については、主席より米側においても真げんに考えて欲しい旨申し入れたのに対し、弁務官より、20日から23日までワシントンで話し合いが行なわれたが、復帰前の交換は日米双方に複雑な問題をじゃつきずるとして結論を得ていない。差損ないし損害補償に米側が協力することについては右の話し合いの対象になつたと聞いていると述べた。

(4)、その他、主席より公務員の年休買上げ資金の援助方を要請したところ、弁務官は検討を約した。また、ふ連が計画しているナハ空港からノ号線までのしよくじゆについても、主席より米側の協力を要請した。

(丁)

外務省

通貨交換秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

- 大政事外外務官
- 事務次長 典房
- 臣官官審審長長
- 儀人電電科
- 書文会官給
- 調査長 領移長
- 参企折調
- 参領旅査移
- ア 参地中東
- 長 北東西
- 米長 参北旭保
- 中南審
- 参西東洋
- 長 西東
- 近ア長 参書近才
- 経 次総経国資
- 長 参質統
- 参政技 理
- 長 参協規
- 参政経科
- 長 参情長文
- 参一二

総番号(TA) 9510
 71年 7月 25日 12時 55分 主管
 71年 7月 25日 18時 02分 本省 発着 神羅 耕

外務大臣殿 高橋大使 臨時代理大使 総領事 代理

ヤラ・ランパート会談(米側内話)

第114号 略

往電第108号に関し

25日ホルズ政治顧問はヨシオカに対し次の通り述べた

(1) 今回は、新聞報道特におきなわタイムスの記事は G
 ENERALLY ACCOURATEである。

(2) 弁務官は、自分の見解をヤラが FAITHFULLY
 Yにプレスに語つたことをよるこんでいる。

(3) 新聞記事を若干補足すれば、次の通り。(イ) 軍務
 解雇問題について、ヤラより解雇の実施を間接雇用制移行
 後に延期できないか、解雇予告期間を割当資金分(60日
)と非割当資金分(45日)とに分ける等の差別を撤廃で
 きないかなどと述べたが、弁務官より、従来の STAND
 ARD PRACTICE を変えるわけにゆかない旨答え
 た。(ロ) せん閣問題については冒頭往電(2)のとおり
 であるが、ヤラは「日本政府と台湾政府とは友好関係と理
 解しているので日本政府が AMICABLE TASHI

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

ONで対処してもらいたいと思つている旨コメントして
 いた。(ハ) 通貨問題については、ヤラから一般論的な説
 明要望があつたが、「復帰前交換」というようなスペシフア
 イした話ではなかつた。米側からマニダ大蔵省審議官とワ
 シントン事務局との話し合いについて極く BRIEFLY
 Yに言及しておいた。

(丁)

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 極 秘 無 期 限 部 内 号 </div>		部 数 指 示 発 信 用 執 務 用 備 考 主 信 / 0 / 付 / 別 号	
館長直披 文 庫 課 長		発 送 日 昭 和 4 7 年 3 月 3 日 処 理 日 発 信 日 南 洋 タイフ 検 査	
公 信 案 (分 類)			
公 信 号 米 北 1 第 4 5 号 日 付 昭 和 4 7 年 3 月 1 日		公 信 日 付 昭 和 4 7 年 3 月 1 日 起 案 昭 和 4 7 年 2 月 2 4 日	
大 臣 政 務 次 官 事 務 次 官 外 務 審 議 官 外 務 審 議 官 官 房 長	主 官 アメリカ局長 参 事 官 北米才一課長	起 案 者 新 電話番号 2466	
協 助 先 官房書記 局長			
受 信 者 在 沖 繩 高 瀬 大 使		発 信 者 外 務 大 臣	
受 信 付 号		(番 号 送 送 日) 月 日	
件 名 沖 繩 の 通 貨 交 換			
GA-2		35 外務省 回 答 番 号 3741	

米北/第45号 昭和47年3月1日	
沖縄復帰準備委員会 日本国政府代表 殿	
外 務 大 臣	
(件名) 沖 繩 の 通 貨 交 換	
引用公・電信 日付・番号	(2月) 1.24日、大蔵省理財局、宮崎国庫 課長は、北米才一課長と来訪し、本件 に関する別添資料を提示・説明の上 別添2、記載の諸事項については、米側 の協力が是非共必要と存るので、貴代
※ 付属添付 付属空便(行) <input type="checkbox"/> 付属空便(DP) <input type="checkbox"/> 付属船便(貨) <input type="checkbox"/> 付属船便(郵) <input type="checkbox"/>	
GA-2-1 外 務 省	

(※印は文書課記入)

表部より米側^(内)に対し、右協力要請方
 申入れおさありな旨 依頼越えぬ。
 2. なお、その際、同課長は、別添1の
 本件交換計画については、現在、円貨
 輸送自衛艦の東京発、那覇着の
 日程が未定であり、また、現地の
 交換取扱機関、交換期間等につい
 ては、政令に規定されることなるが、
 これが未確定であるので、これの詳細
 細が固まり次第、再度、協力方正式
 に要請したいとの意向を述べている。
 3. ついては、本件業務がその性格上、
 極めて機微にわたる問題である一方、
 米側に対しては、ごきんが前迄にこの計画
 の詳細を説明し、その協力を求め

おく必要がある^(と承知されたこと)と等しく大がかり、
 この際、貴代表部より米側関係者
 各位に対し、上記次第を説明の上、
 協力要請ねじり本件取扱
 については、その機密保持等につき
 万全の^{万全の}協力
 徹底留意^{徹底}ありまう。併せて申入れおさ
 ありたい。
 なお、当方より、在京米大使館に対し
 ても、上記につき通報済みであること
 申添える。

昭和 47 年 2 月 14 日 確定地中 毎夜 傍機 2 機

極 秘
無 期 限
部 内 号

① 出立 到着 時刻 未定 1 機

確定地中 毎夜 傍機 2 機

昭和 47 年 2 月 14 日

沖縄 通貨 交換 に関し、外交 ルート
を 通 じ て 交 渉 す る 事 項

3
月
2
6
日
迄
の
事
業
シ
ン
ク
レ
ッ
ト
連
続
シ
タ
リ

1. 自衛隊 L.S.T 及び 護衛艦 の 那覇 軍
港 使用 ホワイエ

- (1) 復帰前 L.S.T 2 隻 護衛艦 2 隻
- (2) 復帰後 L.S.T 1 隻 護衛艦 2 隻

2. 復帰前の自衛隊ヘリコプターによる離島への現送

- (1) 3 機 使用
- (2) 離島着陸地点の事前調査
- (3) 那覇空港、宮古空港、石垣空港の使用
- (4) 上記 3 空港へのガソリン集積

3. 復帰前の自衛隊 YS11 による南大東島への現送

- (1) 1 機 使用
- (2) 那覇空港、南大東島空港の使用

4. 本土警察官の入域

2~30 名

- (1) 本土警察官 (約 500 名) の 復帰前 沖縄 入り
- (2) 銃器類の搬入
- (3) 警察関係車両の搬入
- (4) キヤ-9-船の軍港内停泊

5. 円通貨の搬入 - 1 回

6. 日銀那覇支店における米國通貨の
復帰前受入れ 沖縄、沖縄のインポート
希望 日銀支店の

(財務省出先金庫 (フアンティンゴ・オフィサー) への
持込みを認める) 別途要請。

7. 警備関係の依頼

- (1) 米國領海内における L.S.T の 護衛
- (2) 那覇軍港内 (海上、陸上とも) における
L.S.T の 警備

8. その他の事項

(1). 通貨交換計画の概要を別途説明。

(2). 復帰前は日本国の法令が施行できな
いので、通貨交換実施のため必要
がある場合は、琉球政府の立法または
民政府の布令、布告によりカバーするよう
依頼。

沖縄の通貨交換について

(47,222)
(理財局)

1. 通貨交換に要する経費の概要

国は交換事務を日銀に委任し、交換に要する経費

は、委任者たる国が負担する。 日銀へ精算金等

昭和47年度通貨交換関係予算額(一般会計)

1948年度

(内訳) 職員旅費 14,258 千円

外国旅費 26,285 "

片 費 36,000 " (本土警察官が乗る)
(船舶手配料)

通貨交換手数料 364,480 "

運送保険料 178,840 "

交換所手数料 89,335 "

その他 96,305 "

合計 441,023 千円

(参考) 日銀の中での(参考) 昭和の紙幣の取扱

通貨交換業務は、東京までの現送で終わり、その後

は、外国為替資金特別会計が引き取り、サンフランシスコまで現

送することになる。

昭和47年度通貨現送関係予算額(外為特会)

(内訳) 運送保険料 74,397 千円

航空機燃料 98,991 "

外国旅費等 8,589 "

合計 181,977 千円

2. 交換取扱機関

日銀は、交換事務の一部を金融機関及び郵便局に
取り扱わせる。

(1). 通貨交換所機関別一覧

取扱機関	琉銀	沖銀	沖相	AMEX	BOA	沖信	コナ信	郵便局	市町村役所	合計
母店	11	8	1							20
保管店	2	4	1					11	12	30
取扱店	25	40	35	2	2	4	4	2	26	140
合計	38	52	37	2	2	4	4	13	38	190

(2). 通貨交換所地域別一覧

	母店	保管店	取扱店	合計
沖縄本島	15	8	131	154
その周辺離島	-	9	-	9
久米島	1	-	1	2
(小計)	16	17	132	165
南北大東島	-	2	-	2
宮古島	2	-	5	7
その周辺離島	-	3	-	3
(小計)	2	3	5	10
石垣島	2	-	3	5
その周辺離島	-	8	-	8
(小計)	2	8	3	13
合計	20	30	140	190

警察官
決定権あり
保管店
あり

3. 交換期間

円・ドルの併行流通を長期間認めることは好ましくないので、事務処理能力の許す限り短縮する必要がある。現在、復帰の日から約1週間を目処としておる。

4. 輸 送

政府が持てる(券)

- イ. 東京～那覇(日銀那覇支店)1向
海上自衛艦 (円輸送用2隻、ドル回収用1隻)で輸送する。
LST、
自衛艦のYS-11で輸送する。
- ロ. 那覇～宮古島～石垣島

民間船(千ト級)で輸送する。

ハ. 那覇～南大東島
自衛隊のYS-11で輸送する。
日銀支店から母店までは、日銀がトラックで輸送する。

ニ. 那覇(日銀那覇支店)～本島内母店～本島内保管店及び取扱店
母店から保管店及び取扱店までは、原則として保管店及び取扱店が輸送を担当する。

ホ. 那覇～本島内周辺離島及び久米島

自衛隊のハリコプター(V107)で輸送する。

ハ. 宮古(平良市)～宮古島周辺離島、石垣(石垣市)～石垣島周辺離島
自衛隊のハリコプター(V107)で輸送する。

5. 警 備

(1). 沖縄におけるピーク時 警備 必要人員は 下記のとお
りである。
8,900名程度

記

現金輸送 警備	56人
日銀那覇支店	35
取扱店	285
母店、保管店	221
警備本部要員	125
直轄整備部隊	223
直轄パルカー隊	47
公安捜査隊	42
機動	98
特別警戒班	90
合 計	1,222人

必要人員 1,222人中 沖縄県警動員数は722人で、本
土から500人の警察官を応援にたす予定である。

米部隊 船が 4回出た、他は沖縄
警備体制

1. 陸上輸送 ... 本土警察官、沖縄県警察官がトラック

に警備する。(1台に2人)

(パルカー2台 後付車1台、トラック5台で1編成)

2. 海上輸送 ... 田輸送時にも 護衛船2隻
で警備する。領海内では海上保安庁巡視船

が警備する。

3. ハリコプター ... 警察官2名 警備の予定。

二、交換取扱店の警備

母店 保管店 --- 昼夜警備を行なう。(本社沖縄県警警務部)
取扱店 --- 昼間の警備を行なう。(" ")

6. 交換所要円資金

沖縄には 発券銀行が無く、かつ厳格な為替管理
を行なわれているので、ドル流通高の正確な把握は
困難であるが、復帰時までに大きな状況変化がないと
仮定すれば、復帰時における流通高は、おおよそ1億ドル
程度と見込まれる。

通貨輸送量	銀行券	517億円	22トン
	補助貨	25 "	293 "
	コッテナー	—	120 "
	計	542 "	435 "
コッテナー数		160コ	

(参考)

当方の試算としては、1970年度における沖縄の860百万ドルをもち

CAMP

にG.N.P.の今後の伸び率を毎年10%とすると、1972年度
のG.N.P.は1,041百万ドルとなり、これに基づき 現金通貨
国民総生産
を1ルウエー、セイロシ、タイのみの10%とすると、1972年6
月末の現金通貨量は104.1百万ドルとなる。また、現金通貨
国民総生産
を本土のみの7.4% (昭和44年度末)とすると、1972年6月末
の現金通貨量は77.0百万ドルとなる。

(5)

1970年総務省資料
1970年10月総務省

2-1601K

7. 広報措置

通貨交換を円滑に実施するため、琉球政府、市町村

等の協力を得て、強力的広報活動を行つていくと予定して
いる。

別紙 祝

大佐

少佐

少将

仲山書記官

三木 主任

伊藤 連絡官

極秘

理定 精選
印 "JCY" 会議 MEMO (P1~P9)

福沃

1. 実施日時

昭和47年2月29日(火) 1340~1530

2. 実施場所

USCAR 2階会議室

3. 参加者

別表1参照

4. 会議要録

紙1
別表X参照

5. 本件 CLASSIFICATION

会議資料
CLASSIFIED MATTER (日米双方別)

別表1

参加者

2

(日本側) 10名

村山書記官、仲山書記官、三木、伊藤、福沃

各連絡官 (PREPCOM, GJ)

村山 総務課長 (OE/N/T)

新井 日報局長

防衛庁 防衛参謀 井上 参謀

若柳 参謀 西原 参謀

陸軍 航空機課 内田 3階係

(米側) 11名

Mr. Clark USCAR 海外局長

1st Col. Johnson (Directorate for Comptroller Activities, USDP/IS)

Mr. Simmons USCAR 公室局長

Mr. Anderson USCAR 公室副局長

Col. Mrs. Condit Director, Trans. Sec. (文庫管理員)

Mr. P. A. ... USDP/IS HQ, Ph. 216, 外 務 省

Maj. Rafferty	USORVIS H.Q. Plans & Op.
Maj. Coello	HICORI DSA
Maj. Perry	USORVIS PMS
Maj. Karsa	2nd Reg Transport Co.
Capt. Tynan	RCC
計 21名	

会議要旨

1. 本席者各自自己紹介を行つた後、村前より次のとおり述べた。
 (1) 通貨切替のための現金輸送計画に於ては、目下東京において日銀が日本銀行の信託局に於て証券材料中であり、*finalized* されておらず。
 (2) したがって、いづれ米側が切替を行ふべきか、この段階において両方の計画に於て説明中にして、米側の切替を要請するに、米側より承諾を得れば、これを考慮に入れて計画を *finalize* しようとする。
 (3) 本席者から説明する両方の計画の内容は、^{100%} 秘密に保たれ、秘密に保たれる。
 (4) なお、本日の説明はソレントで行われた後、通貨交換交渉とは関係なく、従つて両方の計画も後行直後に交渉を完了するとの想定の上に成つておる。

2. 次の新紙文庫を、1. 合版説明(新紙)と
 ともに送付し、
 相~~対~~答(2月14日) 新紙の送付(新紙)
 と略し同じものを送付す。

2. 留題に答ふ

(1) 新紙の送付(新紙) GRI Policeと日付の送付
 後、新紙の送付(新紙)
 相~~対~~答(2月14日) (付出)

(2) 新紙の送付(新紙) GRI Policeと日付の送付
 後、新紙の送付(新紙)
 相~~対~~答(2月14日) (付出)

(3) 新紙の送付(新紙) GRI Policeと日付の送付
 後、新紙の送付(新紙)
 相~~対~~答(2月14日) (付出)

(4) 新紙の送付(新紙) GRI Policeと日付の送付
 後、新紙の送付(新紙)
 相~~対~~答(2月14日) (付出)

(5) 新紙の送付(新紙) GRI Policeと日付の送付
 後、新紙の送付(新紙)
 相~~対~~答(2月14日) (付出)

(6) 新紙の送付(新紙) GRI Policeと日付の送付
 後、新紙の送付(新紙)
 相~~対~~答(2月14日) (付出)

(7) 新紙の送付(新紙) GRI Policeと日付の送付
 後、新紙の送付(新紙)
 相~~対~~答(2月14日) (付出)

(8) 新紙の送付(新紙) GRI Policeと日付の送付
 後、新紙の送付(新紙)
 相~~対~~答(2月14日) (付出)

(9) 新紙の送付(新紙) GRI Policeと日付の送付
 後、新紙の送付(新紙)
 相~~対~~答(2月14日) (付出)

(10) 新紙の送付(新紙) GRI Policeと日付の送付
 後、新紙の送付(新紙)
 相~~対~~答(2月14日) (付出)

この送付は、新紙の送付(新紙)と
 ともに送付し、
 相~~対~~答(2月14日) 新紙の送付(新紙)
 と略し同じものを送付す。

少くとも通電交換終了後には
 留題の送付(新紙)と略し同じものを送付す。

7. 相輪送同送付(新紙) 日本POLICE (新紙)

と略し同じものを送付す。

(答) 新紙の送付(新紙) 日本POLICEと日付の送付
 後、新紙の送付(新紙)
 相~~対~~答(2月14日) (付出)

8. 相輪送同送付(新紙) 日本POLICE (新紙)

と略し同じものを送付す。

(答) 新紙の送付(新紙) 日本POLICEと日付の送付
 後、新紙の送付(新紙)
 相~~対~~答(2月14日) (付出)

9. 相輪送同送付(新紙) 日本POLICE (新紙)

と略し同じものを送付す。

(答) 新紙の送付(新紙) 日本POLICEと日付の送付
 後、新紙の送付(新紙)
 相~~対~~答(2月14日) (付出)

10. 相輪送同送付(新紙) 日本POLICE (新紙)

と略し同じものを送付す。

(答) 新紙の送付(新紙) 日本POLICEと日付の送付
 後、新紙の送付(新紙)
 相~~対~~答(2月14日) (付出)

○ LSTは行先しり後どうするか。(答)一旦日本に到着して
約一週内後、^{一週間} 又は15日以内にコンテナを返すか
決めます。その際、本邦に在るコンテナを返すか、
振り、残りの分は各3ヶ月に亘りLSTから返すか
決めます。

7. 用箱送のトラックは何を使うか。(答)

(答) 瑞穂汽船、^(株) トラックを使う

か、^{瑞穂汽船} 瑞穂汽船のトラックを使う

33.

8. 同上トラックの使用台数はどうか。(答)

(答) 約10台程度

9. 半船に亘り、LSTから積卸しする箱

の作業はどうか。半船に、国内組

のトラックに、^{運搬する} トラックは、^(国内) トラックか、

トラックは、^(国内) トラックを使うか。(答)

(答) トラックを使う。(答)

10. 倉庫に在るコンテナは、^(国内) 倉庫に置くか。(答)

(答) 日本側か、^(国内) 倉庫に置く。(答)

11. LSTの荷役HANDLINGの^(国内) 倉庫に置くか。(答)

倉庫に置くか、^(国内) 倉庫に置くか。(答)

(答) LSTのHANDLINGの^(国内) 倉庫に置くか。(答)

STEVEDORINGの^(国内) 倉庫に置くか、^(国内) 倉庫に置くか

と、^(国内) 倉庫に置くか。(答)

12. 倉庫に在る箱の^(国内) 倉庫に置くか、^(国内) 倉庫に置くか

と利用するかの^(国内) 倉庫に置くか、WHEN、HOW、^(国内) 倉庫に置くか

WHICH? (日本側)

(答) 倉庫に置くか、^(国内) 倉庫に置くか

13. 同上の倉庫に置くか、^(国内) 倉庫に置くか、^(国内) 倉庫に置くか

か、^(国内) 倉庫に置くか、^(国内) 倉庫に置くか

と半船から、^(国内) 倉庫に置くか。(答)

(答) 倉庫に置くか。(答) (日本側)

USCAR リリースの^(国内) 倉庫に置くか、^(国内) 倉庫に置くか

表と表 (JIMMISON) の^(国内) 倉庫に置くか

14. トラックの^(国内) 倉庫に置くか、^(国内) 倉庫に置くか

トラックの^(国内) 倉庫に置くか、^(国内) 倉庫に置くか

通貨交換所一覽(第)

日本銀行

支店名	母店	保管店	取扱店	支店名	母店	保管店	取扱店	支店名	母店	保管店	取扱店
東京	東京銀行本部支店		東京銀行本部支店	東京	東京銀行本部支店		東京銀行本部支店	東京	東京銀行本部支店		東京銀行本部支店
名寄	名寄銀行本部支店	沖繩相互銀行本部支店	名寄銀行本部支店	名寄	名寄銀行本部支店		名寄銀行本部支店	名寄	名寄銀行本部支店		名寄銀行本部支店
石川	石川銀行本部支店	琉球銀行石川支店	石川銀行本部支店	石川	石川銀行本部支店		石川銀行本部支店	石川	石川銀行本部支店		石川銀行本部支店
共済	共済銀行本部支店	沖繩相互銀行本部支店	共済銀行本部支店	共済	共済銀行本部支店		共済銀行本部支店	共済	共済銀行本部支店		共済銀行本部支店
高野	高野銀行本部支店	琉球銀行高野支店	高野銀行本部支店	高野	高野銀行本部支店		高野銀行本部支店	高野	高野銀行本部支店		高野銀行本部支店
コザ	琉球銀行コザ支店		琉球銀行コザ支店	コザ	琉球銀行コザ支店		琉球銀行コザ支店	コザ	琉球銀行コザ支店		琉球銀行コザ支店
八重	沖繩銀行コザ支店		沖繩銀行コザ支店	八重	沖繩銀行コザ支店		沖繩銀行コザ支店	八重	沖繩銀行コザ支店		沖繩銀行コザ支店
大宮	琉球銀行大宮支店	沖繩銀行大宮支店	琉球銀行大宮支店	大宮	琉球銀行大宮支店		琉球銀行大宮支店	大宮	琉球銀行大宮支店		琉球銀行大宮支店
大宮	琉球銀行大宮支店	沖繩銀行大宮支店	琉球銀行大宮支店	大宮	琉球銀行大宮支店		琉球銀行大宮支店	大宮	琉球銀行大宮支店		琉球銀行大宮支店
大宮	琉球銀行大宮支店	沖繩銀行大宮支店	琉球銀行大宮支店	大宮	琉球銀行大宮支店		琉球銀行大宮支店	大宮	琉球銀行大宮支店		琉球銀行大宮支店

(備考) 保管店および取扱店の○△□印は、本表を添付する
 金融機関名を表わす。
 ○ 琉球銀行
 △ 沖繩銀行
 □ 沖繩相互銀行

秘密標記(赤色)

極秘

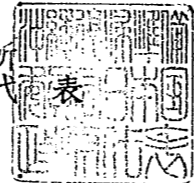
アメリカ局長
参事官
北米米一課長

第 109 号

昭和 47 年 3 月 6 日

外務大臣 殿

在準備委代表事務所
高瀬 代表



(件名)

通貨交換のための現金輸送について

引用公・電信
日付・番号

本件に關しては目下日銀及び日本政府南係当局において検討が進められていると存せられるところ、右実施に當つては米側の了解及び協力を必要とするは当然に予想されることである。既に一部の南係当局においては

付属添付 付属空便(行) 付属空便(DP) 付属船便(貨) 付属船便(郵)

本信送付先:
本信写送付先:
省内写配布希望先:

GA-3-1

在外公館

3846

- 総務
- 渉外調査
- 業務
- 航空
- 協力
- 連絡調整
- 調査
- カナダ
- 局庶務



米側との接

米側との接触を希望しているところ、当事務所としてはこれら
南係当局が何々バラバラに米側と接触することは総合的な
輸送計画の作成に必ずしも資するものではなく、また米側の協
力も確保しなくてはならぬと判断されたので、2月24日に当事務所にお
いて先づ日本側内部の打合せ会議を行った後、2月29日米氏
政府において米側南係者との会議を行()り、わが方の計
画案について説明するとともに米側南係者の協力を依頼した。
上記両会議の議事要旨は別添甲および乙のとおりである。
なお29日の会議には本件のために当地に出張して来た防衛庁
の担当者も参加せられた。本件に關し貴方へ得るべきこと
あつは御同示願ひたり。

添付書類: 甲「現金輸送MEMO(2月24日分)」等し通「極秘」
乙「現金輸送MEMO(2月29日分)」等し通「極秘」

GA-4

外務省

4. コンテナー

殺子ル相及のガニ-ボクノ収録ノ長理

と運搬に便有3とく、コンテナーに使用

コンテナー容量 : 3TON

コンテナー個数 : 160個

(3) 輸送方法 (別紙参照)

17. 東京(日銀本店)から 横須賀(日衛隊隊LST候)

乗 大 小 数	トコ 東京大船の 横須賀から 那覇港 (LST RAMP) 横須賀 海上自衛隊 LST 2隻
------------------	--

18. 那覇港から母店まで

(1) 本島内

日銀本島支店まで (トコ)

(2) 新島

八重山から 八重山港まで トコ

南港から 宮古島の石垣港 Chubu 船 (1000ト)

1. 新島 = 新島 = トコ

陸上自衛隊へのコンテナー及び陸上自衛隊YS-11

(新島から大重島 及び 南大重島まで)

南大重島から北大重島まで Chubu 船 (13ト)

2. 新島内 トコ

(3) 輸送量・所要期間 (日程)

1. 横須賀から本港 約4日14ト (相前)

2. 本港 (別紙)

3. 本港から日銀支店まで陸上自衛隊

約2日間 (10ト) 陸上自衛隊 (トコ)

4. 本港から宮古島の石垣港 搬出船

約2日間 (トコ)

5. 本港から新島まで (トコ)

40~50日 (5月10日頃)

④ 保管店、取扱店への分配
(5月10日頃より可能)

総合して、LSTから渡り後12日間で現金研
究取扱の所へ分配完了。

(5) 警備

序の幕 ~~現金の~~ 現金の
警備については、警察が、~~任せて置く~~ 任せて置く
という事ではあるが、~~この信頼は~~ 此の信頼は、~~知~~
新については詳かにはないが、日銀に
ては、警備という事は最も懸念されることである。
以て、5月15日、5月16日に当地へ現地調査のため、
警察官 ~~の~~ ^{相違点} 3回である。

(1) 現金取扱の取扱店数

銀行	134	計190店 (^{140店} 15,172店)
役所	33	
郵便局	13	

(2) 現金取扱の方法

① 4店

最初に通の現金を金庫に収納し、
郵行 (現金 control 機能)

② 保管店

1店 = 取扱店 = 中間取扱の行
OVERNIGHTの現金を保管し、
③ 警備隊は、取扱店に現金を
④ 回収し、翌日毎取扱店の分配
(= 警備)

⑤ 取扱店

最も希薄。定額平均を行なう(1000
4. 築造)

(8) うみ栗り等

ア 離島行き 船の航路: 行員10名又

警備が要

charter 水先

運送費が

護衛料

イ トライ (船員から現金箱送無用率送)

込) 行員及警備が中栗り上

り量に付前後に寄附平均

積

(1) 下り船送

運賃 支取が

自衛隊 LST 41隻 (100 輪船) 100 同業

分派 分配方法 運賃方法

(10) PR 関係平均

当地に在り 日金交換 1000 円

要領 1000 円 PR 1000 円 (5月15日)

から 21日 (100) 1000 円 1000 円

1000 円 1000 円 (日金 1000 円)

運賃 1000 円 1000 円 (1000 円)

1000 円 1000 円 (1000 円)

1000 円 1000 円 (1000 円)

1000 円 1000 円 (1000 円)

1000 円 1000 円 (1000 円)

2. 質疑

1000 円 1000 円 (1000 円)

1000 円 1000 円 (1000 円)

いふ取扱いを受けようか (打田)

(答) 新設ガードマンということに同意するが、
 それでは整備上困るってことは、明確に
 当地、農産と同じ身の上、取扱いを要する
 3名に1名、いらないと交渉がうまく
 いくかどうかは、わからないが、4名は
 行水は、このことは、(打田)

(2) 昨年10月、事務5月、在19、(打田)

5月15日、から、月、(打田)

(答) (打田) (打田)

取扱い、その分、(打田)

(打田) (打田)

(打田) (打田)

(打田) (打田)

(打田) (打田)

(打田) (打田)

打田 (打田)

この取扱いとなく、民間管轄等を利用すること
 3. 中、農産等、調査、(打田)

取扱い、(打田)

取扱い、(打田)

取扱い、(打田)

取扱い、(打田)

(3) (打田) (打田)

(4) (打田) (打田)

(打田) (打田)

(打田) (打田)

(打田) (打田)

(打田) (打田)

(打田) (打田)

件等ニ朝意ヲ以テ集計ヲ行フ事ニ付
 「同朝意同」等ニ付テハ能ク台勢ヲ注シ
 本側ニ朝意ヲ伝達スルハ必要ナシ
 由本側ニ朝意ヲ行ハシムルハ必要ナシ
 送付ニ付3 (初稿)
 (了り)
 以上ノ陸ノ結果 案内 月翌又ハ次陸ニ米回シ
 打合カセ合致スル事トシテ

極秘
 無期限
 部の内
 号

館長直披

館長直披

部数指示	宛信用	執務用	備考
主位	1	1	
付			
別	その外	付属	添付

発送日 昭和47年3月30日
 処理日
 宛信 1/1 抜 録

文書課長 信案 (分類)

公信番号 米北1 第 74 号 公信日付 昭和47年3月30日

大臣 主管

政務次官

事務次官

外務審議官

外務審議官

官房長

アメリカ局長
参事官
北米才

起案 昭和47年3月30日

起案者 嘉本 既断番 2466

協賛先
 官房総務参事官
 官房書記官
 国際経済課長

受領者 在沖繩 高瀬大使

宛信者 外務大臣

受領付先

(希望宛送日)

月 日

件名 沖繩の通貨交換

米北 第 74 号
昭和 47 年 3 月 30 日

沖縄復帰準備委員会
日本国政府代表 殿

外 務 大 臣

(件名)
沖縄の通貨交換

引用公・電信
日付・番号 3月1日付経信米北1才45号

1. 30日、大蔵省理財局、宮崎・国庫課長は北米中一課長と来訪し、本件に関しつぎのとおり要請越した。

(1) 本件については、諸般の事情より当初予定を変更し、復帰前の通貨交換と断念

※ 付属添付 付属空便(行) 付属空便(DP) 付属船便(貨) 付属船便(郵)

1. 5月15日(5月15日)より21日までの間に実施
2. 実際の交換は5月15日より21日までの間に実施
3. 上記に決定したところ、右交換措置につ
て、水田大蔵大臣が来り4月4日に閣議
了解を求めたことになっている。
(了解成立後)向の方向は発表の方向で
決定。
(2) 米側に協力と依頼する事項及び
交換日程は、関係省庁と協議の上、
別添のとおり最終的にまとめられた。
貴代表より米側に対し上記閣議
了解後、すなわち協力が正式に
要請願った。(但し、輸入のタイミングは
後(3)1.(4)2.参照)
(3) 別添の対米協力依頼事項は、あく
も基本的事項と採り上げるとして、
現地での種々技術的詳細等については
貴代表部の防犯庁及び警察庁出向者
等から日銀・那覇支店担当者(と)に
より米側担当者へ細部における所要の
外務省

折衝をさせることにつき、右各所及び日銀側との了解を得ている。

(4) 貴代表部の米側への協力要請に際しては、大蔵省お理財局総務課長ほか担当者も同行させ説明を行なわせること考えらるが、閣議了解後の新聞発表等の都合から、4日中に直ちに米側へ要請すべきかどうか等のタイミングにつき、なお検討中である。(現在のところは4月6日に予定している。)右決定後通知あるまで、米側への要請についてはこの様子を待たす。

(5) なお、山中総務長官は、4月3日の方々(後片方の交換は行わなかった)と米側とに、厚良主席に対し、復帰前に本件準備のため自衛隊の艦船乗行機等諸装

△(但し、現地政情如何によっては、取りあはず通貨交換の期日等のみを通報することし、自衛隊警察の協力云々の点は情勢が変るお伏せおることとする可能性ある由。)◎

備が沖繩内に入城することにつき、事前電話連絡をとり了解を求めたことについている由である。△~◎

又、ついでに上記の次第にかんがみ、米側に対す本件協力要請については、遙く、そのタイミング、大蔵省担当者現地派遣日程等詳細を通報すること、右通報を待つ、急ぐべく行なわれるお取計らあり。

△(但し、現地政情如何によっては、取りあはず通貨交換の期日等のみを通報することし、自衛隊警察の協力云々の点は情勢が変るお伏せおることとする可能性ある由。)◎

大 蔵 省

理第1330号

昭和47年3月29日

大臣官房秘書課長 殿

理財局長 橋 口 收

(並に外務事務官併任発令)
海外出張発令方の依頼について

標記のことについて、発令方よろしくお取り計らい願います。

記

- 1 出張者官職氏名

総務課長	1等級	原	徹
国庫課課長補佐	3 "	松原	幹夫
" 通貨係員	6 "	○山下	誠
- 2 出張目的

沖縄復帰時の通貨交換に関する米民政府及び琉球政府との折衝並びに事務打合せ

大 蔵 省

3 出張先 沖縄

4 出張期間

自 昭和47年4月 ^上 日 (JL905)
 至 昭和47年4月 ^下 日 } 日間
 (JL906)

5 日 程

別紙のとおり

6 経 費

336,050
~~552,820円~~

海外出張日程

出張者 理財局 総務課長 原 幹 夫
 " 国庫課長補佐 山 下 誠
 " 国庫課通貨係員 山 下 誠

月日(曜)	発	着	泊	用務
4. 5(水)	東京	那覇	那覇	沖縄復帰時の通貨交換に関する米民政府及び琉球政府との折衝並びに事務打合せ
6(木)			"	
7(金)			"	
8(土)				
9(日)	那覇	石垣	石垣	
10(月)	石垣	那覇	那覇	
11(火)	那覇	東京		

極秘

通貨交換について外交ルートを通い
 米側に依頼すべき事項

(47.6.29)
 (理財局)

I. 依頼すべき事項

1. 復帰前に自衛隊が沖縄に入域することについての了解

(1) 円現金を本土から沖縄に輸送するため防衛庁のLST2隻が入域する。

(2) 沖縄内での現金の輸送用のYS11(1機)及びヘリコプター(3機)並みに

通信連絡・事前調査用のLR偵察機(1機)を沖縄の領域内で使用する。

2. 基地の使用許可及び基地内における警備協力

(1) 復帰前に円現金を積載したLST

2隻が那覇軍港に入港し、積降し、積替え等の作業を行ない、復帰後に

ドル現金を本土に輸送するためLST 1隻が同港に入港し、積み込み等の作

業を行なう。このための許可及び同軍港内での警備の協力を依頼する。

(2) 現金輸送用のYS11(1機)及びヘリコプター(3機)並びに通信連絡。

事前調査用のL2偵察機(1機)が那覇軍港(基地)を使用すること

の許可を得る。

(3) 現金輸送事務に従事する者並びに

に警備のための本土及び琉球警察の警察官が、那覇軍港及び那覇空

港に立入り警備活動を行なうことの許可を得る。

3. 通貨交換用円貨を復帰前に沖縄に持ち込むことについての了解

II. 今後の段取り

1. 大蔵省理財局より外務省アメリカ局に

上記事項に関し半側の了解を得るための折衝をするよう申し入れる。

2. 外務省は、在日米軍大使館を通じて琉球米民政府に本件の申し入れを行な

うとともに、沖縄復帰準備委員会日本政府代表に本件折衝を行なうよう訓令する。

3. 4月上旬大蔵省幹部が沖縄に出張し、沖縄復帰準備委員会日本政府代表と

ともに米民政府と折衝する。

4. 日程、系統等の詳細を打合せし、

現地の沖縄復帰準備委員会日本政府代表部及び日銀事務所が、本土関係

機関と連絡をとりながら米側の担当機
関と行う。

極秘

沖縄通貨交換日程表

(47.3.31)

日付		作業内容	日付		作業内容
月	日		月	日	
4	15		5	15	↑ 警察官十一夕船 (那覇着)
16	日		16	火	
17	日	1名 (自衛隊)	17	水	↑ 那覇港埠泊
18	火		18	木	
19	水	ハリコプターの 離着陸地点の 事前調査(自衛隊)	19	金	貨換
20	木		20	土	
21	金		21	日	
22	土	* 1名+7名 (自衛隊の) (LR偵察機)	22	月	↑ 本島内 (宮古) ↓ 那覇港埠泊 ↑ 本島内 (宮古) ↓ 那覇港埠泊 ↑ 本島内 (宮古) ↓ 那覇港埠泊 ↑ 本島内 (宮古) ↓ 那覇港埠泊
23	日		23	火	
24	月		24	水	
25	火		25	木	
26	水		26	金	↑ 那覇港埠泊作業 ↑ 平良港 " "
27	木		27	土	
28	金		28	日	
29	土		29	月	
30	日		30	火	↑ L.S.T 積込作業
1	月		31	水	↑ " (夕方出航)
2	火	L.S.T 陸揚作業	1	木	
3	水		↑ 宮古石垣分積込作業 ↑ 平良港(宿泊)陸揚作業 ↑ 石垣港 "	2	金
4	木		3	土	
5	金		4	日	
6	土		5	月	
7	日	↑ 宮古周辺 ↑ 石垣周辺 ↑ 本島安藝輪	6	火	
8	月		7	水	
9	火		8	木	
10	水		9	金	
11	木	↑ 本島内通貨交換所向現送	10	土	
12	金		11	日	
13	土		12	月	
14	日		13	火	

(回覧番号 4072) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) 秘	符号表示 暗 <input checked="" type="radio"/> 略 <input type="radio"/> 平 <input type="radio"/>	総第 0403-123-001 号
第 90 号	昭和 47 年 4 月 3 日 18 時 53 分発	
YYYYYY	大至急 <input checked="" type="radio"/> 至急 <input type="radio"/> 普通・LTF <input type="radio"/>	発電係 24

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	主管局部課(室)名 米北 I 起案 昭和 47 年 4 月 3 日 起案者 森本 電話番号 2466
---	-------------------------------	---

協議先
陸経

在 沖繩 高瀬 総領事	大使 臨時代理大使 代理	あて 外務 大臣 発
電 在 報	大使 臨時代理大使 総領事 代理	あて

件名 沖繩の通貨交換

補信 米北 I 才 74 号 11 宛じ。

大蔵省 8) 2) 3) 4) 5) 6) 7) 11) 12) 13) 14) 15) 16) 17) 18) 19) 20) 21) 22) 23) 24) 25) 26) 27) 28) 29) 30) 31) 32) 33) 34) 35) 36) 37) 38) 39) 40) 41) 42) 43) 44) 45) 46) 47) 48) 49) 50) 51) 52) 53) 54) 55) 56) 57) 58) 59) 60) 61) 62) 63) 64) 65) 66) 67) 68) 69) 70) 71) 72) 73) 74) 75) 76) 77) 78) 79) 80) 81) 82) 83) 84) 85) 86) 87) 88) 89) 90) 91) 92) 93) 94) 95) 96) 97) 98) 99) 100)

7) 向 本件 に関する 米民政社 及び 琉政
との折衝 事務打合せ のため 職員 3名を
出張させ 本件 米側 代表者 2名
の 要領 2名 地 1)

漢

写 済

(※印内は電信録記入)

(昭和四二七一改正)

GB-1

2

アポイントメント 取付け 及び 右折衝 等への
貴代表部からの参加を依頼越え 此の
で 無事 取計り ありたい。

なお、琉政 に対する 接触 及び ホテル
留保等 については、対策 次(沖繩事務局)
を通じ 依頼 済み である 由。

~~...~~

1. 出張者

理財局 総務課長	原 徹
、 国庫課長 補佐	松原 幹夫
、 通貨係	山下 誠

2. 日程

5日 那覇着 JAL 905

貴代表 及び 加藤 事務局長 との 打合せ 並

GB-3

外務省

琉政との折衝
6日 必要に依り琉政と再度折衝
7日 米民政府と折衝
8日 午後 那覇発 15:20
石垣着 16:45
石垣市泊り
9日 午後 石垣発 15:35
那覇着 16:45
10日 金融機関、警備当局との事務打合せ
必要に依り米民政府と再度折衝
11日 那覇発 JAL906
3. その他
日行程詳細については貴代表部山本書記官にも連絡済みの由。

(3)

大蔵省

アメリカ局長
参事官 3
北米才一課長

蔵理第1512号

昭和47年4月3日

外務省アメリカ局長 殿

大蔵省理財局長 橋口



海外出張者の便宜供与方依頼について
今般下記のとおり当局職員を沖縄へ出張させることとしたので、便宜の供与方につきよろしくお取り計らい願います。

記

- 1 出張者
 - 理財局総務課総務課長 1等級 原 徹
 - " 国庫課課長補佐 3 " 松原 幹夫
 - " " 通貨係員 5 " 山下 誠
- 2 出張目的
 - 沖縄復帰時の通貨交換に関する米民政府及び琉球政府との折衝並びに事務打合せ
- 3 出張先 沖縄



4 出張期間

自 昭和 47 年 4 月 5 日 } 7 日間
 至 昭和 47 年 4 月 11 日 }

5 日 程 別紙のとおり

6 便宜供与の内容

米民政府代表者への事前連絡及び折衝のためのア
 ポイントの取付け並びに折衝の際における沖縄復帰
 準備委員会日本国政府代表者の参加等

なお、琉球政府に対しては沖縄・北方対策庁を通
 じて接触方依頼しています。

(ホテル留保等は沖縄・北方対策庁を通じ依頼)

別紙 出張日程

月日(曜)	用	宿泊
	東京発 10:45 那覇着 12:40 JAL905	那覇市
4.5(水)	午後 高瀬大使及び加藤事務長との打合せ 並に琉球政府との折衝	
6(木)	(必要の場合には琉球政府と再度折衝)	
7(金)	米民政府との折衝	
8(土)	午後 那覇発 15:20 石垣着 16:45	石垣市
9(日)	午後 石垣発 15:35 那覇着 16:45	那覇市
10(月)	沖縄の金融機関、警察官との事務打合せ (必要の場合には米民政府と再度折衝)	
11(火)	那覇発 12:10 東京着 14:30 JAL906	

(部の内 号) 注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

大政事外外儀官
務務典房
次次
臣官官審審長長
儀総人電厚計
書文会営給

電信写

総番号(TA) 17135 主管
72年 月 日 時 分 発
72年 4月 5日 15時 20分 沖繩 省 着 米北/
72年 4月 5日 15時 44分 本 省 着 米北/

外務大臣殿 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

おきなわの通貨交換

204号 極秘 至急

信米北 / 第74号に関し

日の閣議後民政官に正式通報するようにとの御指示であ
が、閣議了解が復帰前に自衛艦及び自衛隊へりの来ちゆ
を含む内容のものであるならば、当然事前に外交チャネ
で米政府の内だくを確保しておられるものと思料するが
昨秋の手持通貨確認業務の際の米側反応の前例にもかん
み念のため当方気付きの点を申し進める。

了)

(写手文済 5/4)

調査長 領移長
参企析調
参領旅査移
参書近ア
次総経国資源
参賀統国
参政技一理
国企二
参案協規
参政経科
軍社專
参道内外
参一二

外務省

極秘

(外務省電信案 (分類)

機密表示(極秘・秘の朱印) 極秘 暗 平 総第 0404 024-001 号
第 9 号 昭和 年 月 日 時 分 発 47.4.4 14.07
大至急 至急 普通 LTF 発電係

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長
主管 北米第一課長 (同) 米北1
局長 参事官 北米第一課長
起案 昭和47年4月4日
起案者 北米第一課長 電話番号 2466

協議先
国際経済課長

在 沖繩 高瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理 外務 大臣 発

電 報 在 大使 臨時代理大使 総領事 代理 代理 あり

件名 沖繩の通貨交換

往電米北1才90号に關し。
大蔵省より本件に關し水田大蔵大臣
の閣議了解清議は延期とし、7日に行
なわ北に七七右旨通報越すこととし、
右の周連に担当職員の出張は変更

日程

(※印刷内は電信課記入)

村角 参事官にシテエテ電話連絡す。4/4

(昭和四二七一改正)

GB-1

電 済

2

1-2-1
 主の通達、進んで日程確定後通報
 あるが、貴代表部において本件を
 外部に渡すこととされた。伏せ
 外部に渡すこととされた。伏せ
 依頼越えたので了知あり。13)

GB-3

外務省

漢

寧濟

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密等級 (国秘・秘・参考)	符号表示	※ 0404 108-20 / 号	※ 昭和 年 月 日 時 分 秒 47.4.4 18.24
極秘 無期限 部の内号	暗	略 平	
YYYYYY	第 93 号	大至急 (至急) 普通・LTF	※ 発電係
主管	主管局部課(室)名	米北 1	
大 臣	事務次官	起案 昭和 47 年 4 月 4 日	
政務次官	事務次官	起案者 森田 電話番号 2466	
外務審議官	外務審議官		
官 房 長	官 房 長		
協賛先	国際経済課長		
電 報	大使	臨時代理大使	あて 外務大臣 発
在 報	大使	臨時代理大使	あて
件名	総領事	代理	
沖繩の通貨交換			
往電米北1オ90号及オ91号に因り、			
大蔵省より、同省担当職員の出張は、			
当初予定の如く、5日の那覇着NW3便			
に変更を以外には何ら変更なく、冒頭往電			
オ90号記載の日程どおりより行なうこと			

(昭和四二七一改正)

GB-1

2

上記旨、及び7日の米民政府との折
 衝については、閣議後の新聞発表の
 のちに改を行なうべく、恐らく同日午後
 に行なうものと思われ、右タイミング
 につき同省より直接、山本書記
 官または出張中の原総務課長あて
 電話連絡する旨、通報越した。
 補、上記については、山本書記官に連絡
 するの由。

(3)

(回覧番号 4081) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) 秘	符号表示 暗 略 平	※ 総第 0405 165-00号
	※ 合第 1931号	※ 昭和 年 月 日 時 分 秒 47.4.5 20.24
	大至急・至急	普通・LTF 発電係 (75)

(※印欄内は電信課記)

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	主管局部課(室)名 米北1 起案 昭和47年4月5日 起案者 加藤 電話番号 2465
---	-------------------------------	--

協議先
 官務課長
 書記官
 国際経済課長
 会計課長
 添務室長
 主計室
 調査室

在米 高瀬大使
 臨時代理大使
 総領事 代理
 在米 臨時代理大使
 総領事 代理

件名 沖米の
 通貨交換

沖米2
 往電米北1オ 90 号に伝し。

1. 5日 大蔵省前田審議官より米北1オ
 に伝し本件につき要旨次の通り連絡越した。

今と存しては、
 (1) 現地に不足は、復帰前 定額レートに13

月ドル交換実施の望み希望もなく、折

電信課長
 代
 計
 会
 計
 47.4-5
 総務

(昭和四二七一改正)

2

物理的にも準備の16に合わせる必要
 (2) 復旧前の通貨交換は
 断念し、復旧後1週間以内に右
 交換を実施すること、事務当局案の
 内定をみている。
 (2) 近々数日中に日本政府と29正式
 決定が行われたこと、今の
 段階で米側に対し本邦に29内報
 する願った。(水田大蔵大臣も了承
 済み)

2. ついでに貴館にありて、米側関係者へ
 対し、上記1.の状況を29内報の上、
 通貨交換準備等につき必要に応じて協力方
 要請ありたい。

~~米に転電して~~ (3)

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の未印)	符号表示 暗 略 平	総第0407 138-002号
平 文	合第 1978 号	昭和 47 年 4 月 7 日 時 分 秒 47.4.7 18.32
XXXXXX	大至急 (至急) 普通・LTF	発電係

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米第一課長	主管局部課(室)名 米北1 起案 昭和47年4月7日 起案者 森 電話番 2466
---	-------------------------------	--

官房総務参事官 官房書記官	国際経済課長	会計課長 業務課長 主計室長
------------------	--------	----------------------

沖繩高瀬 (大使) 在 米 牛場 総領事	臨時代理大使 代理	あて 外務 大臣 発 代理
-------------------------	--------------	------------------

件名 沖繩の通貨交換

往電米北1合中1931号に因り、
 水田大蔵大臣は、7日の閣議で本件に因り
 了解を得たのち、新聞記者会見にてこれを発表
 したので、~~米側に対し本邦に29内報の上、~~
 必要に応じて協力方要請ありたい。

字 濟

(※印刷内は電信録記入)

(昭和四二七一改正)

秘密表示 (朱印)

~~秘~~先別

部数指示	発信用	執務用	備考
主 信	2		2
作			
既			

発送日 昭和47年4月10日
 処理日
 発信 タイプ 検査

文書課長 公 信 案 (分類)

公信番号 米北1合第1242号 公信日付 昭和47年4月8日

大 臣	主 管	起案 昭和47年4月7日
政務次官	アメリカ局長	
事務次官	参事	
外務審議官	北米第一課長	起案者 森 電話番号 2966
外務審議官		
官 房 長		

協 議 先

受領者 在沖繩 高瀬大使
米 平場 大使

送信先 外務大臣 (希望送日)

件 名 沖繩の通貨交換

米北1合第1242号
 昭和47年4月8日

在外公館長殿

外務大臣

(件名)
 沖繩の通貨交換

引用公・電信 日付・番号 往電米北1合第1978号

7日の閣議におけり水田大蔵大臣及び江崎防衛部長官の御出席により、本件は閣議で決定し、閣議了解を以て閣記者会見に必要事項を各官に1部を

参考として別添送付する
 本信送付先 米 沖繩復帰準備委員会 日本国政府代表

※ 付属添付 付属空便 (行) 付属空便 (DP) 付属船便 (貨) 付属船便 (郵)

(※印は文書課記入)

大蔵省次官	茶約局長	経済局長	アメリカ局長
外務審議官	茶約課長	次長	参事官
官房長	法規課長	国際経済課長	北米才一課長
官房副長	国際協定課長	北米才二課長	
会計課長			

沖繩の通貨交換について

47. 4. 7.

米北一

大蔵省より、水田大蔵大臣は、本7日午前の閣議で沖繩の復帰後の通貨

交換と断念は、及び本件に関する関係者等の協力方要請は、と等別添の

とおり発言した。閣議後の記者会見で右次書を発表し旨連絡越した。

別添右発言要旨と供算は、と等別添。

大蔵省次官	茶約局長	経済局長	アメリカ局長
外務審議官	茶約課長	次長	参事官
官房長	法規課長	国際経済課長	北米才一課長
官房副長	国際協定課長	北米才二課長	
会計課長			

沖繩の通貨交換について

47. 4. 7.

米北一

大蔵省より、水田大蔵大臣は、本7日午前の閣議で沖繩の復帰後の通貨

交換と断念は、及び本件に関する関係者等の協力方要請は、と等別添の

とおり発言した。閣議後の記者会見で右次書を発表し旨連絡越した。

別添右発言要旨と供算は、と等別添。

大蔵省 事務次官 外務審議官 官房長 官房総務参事官 会計課長	条約局長 条約課長 法規課長 国際協定課長	経済局長 次長 国際経済課長 北米才二課長	アメリカ局長 参事官 北米才一課長
--	--------------------------------	--------------------------------	-------------------------

沖繩の通貨交換について

47. 4. 7.

米北一

大蔵省より、水田大蔵大臣は、本7日午前の閣議で沖繩の復帰後の通貨

交換と断念した。及び本件に関る関係者等の協力方要請は、同等の

とおり発言した。閣議後の記者会見で右次才を発表し、旨連絡越した。

別添右発言要旨を 供覧いたします。

米北一 米沖入スミ

沖繩の通貨交換について
(大臣発言要旨)

沖繩における通貨交換に関し、

1ドル対360円による交換は不可能であるが、
 実勢相場による通貨交換を復帰前早期に
 実施できるかどうかについて、本年1月の
 サンクレメンテでの日米会談で 互方よりその可能性
 について、兩國間で検討したい旨申し入れ、
 その後、日米間で技術的検討が重ねられて
 きた。しかし、検討が進むに従い、復帰前の
 通貨交換には為替管理の実施、警備体制
 の整備等、日米双方に技術的に困難な面

米北一 米沖入スミ

が非常に多いことが明らかになってきた。
他方、最近のようには、円・ドルの実勢相場
が円高に推移している情勢下において
取って実勢相場で復帰前に通貨交換を
行なっても必ずしも沖縄県民の真の要請
に添える所以ではなしとの考えも出て
おり、さらに復帰を間近に控え日米双方
ともに復帰前通貨交換を行なうには、時間的に
難しい情勢と打ってきている。
これらの事情を考慮し、この際、復帰前の
通貨交換は断念することとした。従って、
通貨交換は、「沖縄の復帰に伴う特別措置

に関する法律」第49条の規定に基づいて
復帰の日から約1週間のうちに行なうことと
する。

沖縄の通貨交換に対する関係省庁の
協力について

(大臣発言旨)

(47.4.6)
理財局

沖縄の通貨交換については、従来から防
衛庁、沖縄・北方対策庁、警察庁、外務省、
海上保安庁、郵政省、自治省、日本銀行等関
係機関の協力を得て準備を進めてきたと
ころであるが、沖縄の復帰まで余すところ
40日となり、通貨交換のための現
金輸送、警備、交換実務等の最終的な
つめを行なう段階に入っている。

とくに、この通貨交換のために必要日本

邦通貨の沖縄への輸送、沖縄本島と米

端離島との間の輸送、及び交換によって

取得したアメリカ合衆国通貨の本土への

輸送については、既に2月25日付正式文

書で大蔵大臣より防衛庁長官に自衛隊

がこれを行なうよう依頼している。

沖縄の通貨交換は、沖縄の本土復帰

に伴って行なわれる国の最も重要な仕事

の一つであるので、その円滑な実施につ

いて、今後とも関係各省庁の御協力方何

分よろしくお願ひする。

事務連絡(2)
昭和47年4月7日(金)

殿

大臣官房文書課広報室長
宮 本 保 孝

水田大蔵大臣の記者会見における発言要旨

水田大蔵大臣は、本日、閣議後の記者会見において、大要次の
とおり語つた。

1. 閣議について

(1) 私から、「沖縄における通貨の事前交換については、今ま
での日米交渉の経過と復帰までにあと40日間しかないとい
う事情から、あきらめざるを得ない。」旨発言し、了承を得た。

この結果、沖縄における通貨交換は、「沖縄の復帰に伴う
特別措置に関する法律」第47条の規定に基づいて、復帰の
日から政令で定める日までの間に行なわれることとなり、本
日から、関係省庁が準備行動に入ることとなつた。

本土からの現金輸送は防衛庁に依頼してあつたが、本日、
江崎防衛庁長官から、輸送計画について発言があり、了承さ
れた。私からも、通貨交換に関係する各省庁に対し、協力方
を要請しておいた。

(2) 田中通産大臣から、中小企業白書について報告があつた。

防衛庁に於いては、昭和四十七年四月六日、防衛庁令第一〇七号（昭和四十七年四月六日）を以て、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十号）第百条の規定に基づき、輸送事業として、左記のとおり実施するものとする。

防衛庁は、大蔵省からの委託を受けて、沖縄の本土復帰に伴う通貨交換のための現金の輸送に對する協力について（案）

昭和四十七年四月六日
防衛庁

4099

一 輸送事業の内容
沖縄での通貨交換に必要な本邦通貨を沖縄へ輸送し、交換により取得したアメリカ合衆国通貨を本土まで輸送する。

二 輸送手段

- (一) 本土と沖縄間
海上自衛隊の輸送艦及び護衛艦
- (二) 沖縄諸島間
陸上自衛隊のヘリコプター（V-10七型）、連絡機（LR-1型）及び航空自衛隊の輸送機（YS-11型）
- (三) 輸送時期
昭和四十七年四月下旬から同年六月上旬の間で、大蔵省との協議で定める日
- (四) その他
自衛隊の航空機を使用するため、事前に各離島における着陸適地の調査、燃料の蓄積等の準備も必要であり、いずれも復帰前に自衛官を派遣し、必要な物資を持ち込むこととなる。この輸送事業のため

めに派遣するすべての自衛官並びに自衛隊の航空機及び輸送艦等は、
任務終了後直ちに本土に帰るものであり、復帰前の部隊配備とは無
関係である。

アメリカ局長
参事官
北米第一課長

秘密標記(赤色)
極秘

米糧
II

第 191 号
昭和 47 年 4 月 15 日

外務大臣 殿

在準備委代表事務所
高瀬 代



大蔵省へコピー
送付

本
本
本
本
本

- 処理
- 首席事務官
- 総務
- 渉外
- 源
- 航
- 科
- 速達
- 調査
- カナダ
- 局庶務



(件名)
沖繩の通貨交換

引用公・電信
日付・番号 3月30日付貴信米北1/74号, 貴電米北/合/1918号

1. 4月7日午後3時半、吉田公使よりファイリー氏政官に対し、同日
午前の内議決定の内容を正式に伝えるとともに、冒頭貴信
別添の「通貨交換」について外交ルートを通じ米側に依頼す
べき事項、を英訳せるもの(別添甲)を手交し、米側の協

付属添付 付属空便(行) 付属空便(DP) 付属船便(貨) 付属船便(郵)

本信送付先:
本信写送付先:
省内写配布希望先:

GA-3-1

4188 在外公館

力を依頼し、同席の原大蔵省理財局総務課長より補
足説明を行つたところ、ファイリーは米側として出来ず
協力すべき旨を約した。

2. 4月10日、米民政府において本件に関する米側担当者との
打合わせ会議を行つ、原総務課長より米側関係者の協
力を依頼するときに具体的打合わせを行つた。(議事
要旨別添乙)

GA-4

外務省

The Main Items to Request the U S Side

1. Consent to the entry of the Self-Defense Forces into Okinawa before reversion. /

(1) In order to transport yen currency from Japan to Okinawa, two LSTs of the Maritime Self-Defense Force will enter Okinawa.

(2) One YS 11 and three helicopters, for the transport of currency, and one liaison-reconnaissance plane (MU 2), for communication and survey, will be utilized within Okinawa.

2. Permission for the use of U S military bases and cooperation for security.

(1) The two LSTs will enter into Naha Military Port before reversion where yen currency will be unloaded and transshipped. One LST will enter into Naha Military Port after reversion where loading of dollar currency to be transported to mainland Japan will be carried out. Permission for the entry of the LSTs and for the loading and unloading works within Naha Military Port as well as the cooperation to maintain security within Naha Military Port is requested.

(2) Permission for the use of Naha Military Airport by the above YS-11, helicopters and Liaison-Reconnaissance plane is requested.

(3) Permission to the persons who will be engaged in the transport of currency to enter into Naha Military Port and Naha Military Airport is requested. Permission is also requested to the policemen to enter into these military bases if it is considered to be necessary.

3. Consent to bringing yen currency into Okinawa before reversion for the purpose of currency conversion after reversion.

秘

4

○ ナハ港での荷役作業中、通貨の警戒に
ついては、フェンス外側から見えなくする為、
LSTの着岸しているところ(45度か41度)と
フェンスとの間に、適當の盾を、場所をとり、
その物にコンテナで圍むようにする(高さ約
16呎)。その理由を平向に確認し、
小は、いつか半側に連絡してくれら、お見
せする。(琉警伊佐警備隊は「フェ」に理由
を認め、計画を立ててある」と答す)

○ 荷役作業場所(コンテナの囲いの中を外)の
両側は、琉警、外側は MILITARY GUARD が警備
する。(日米両側確認)

○ LSTの入港時、初回は5月20日0500時
にナハ港に向き、LSTに乗船する。(2隻のみ
他の1隻は)河原の海軍が乗船する。(初回)

(半側質問)

○ ナハ港に出入りするトラックの運手の手、確認は、
(脱走を防止する: 新本)

出入りするトラックの型番は? (未詳につき、わか
り次第半側に連絡する: 新本)

○ LST艦母での警戒は? (LST乗員が行う)

GA-6

外務省

秘

5

初回、LST乗員(100名)は上陸しない(初回)
(半側確認)

○ コンテナの警戒について

ナハ港 → 日銀内は、琉警が行う
ナハ港 → ナハ商港内は、琉警が行う
ナハ港 → (CHARTER船) 船内内は、救難船(約3万噸)
(CHARTER船 約50名、琉警が乗船する
伊佐)

(仲山)

○ 本土警備は、いつかと、5月15日、朝刊
着、予定である。

(半側密着)

○ 本作隊全般について、日本側の話し合い窓口
とある人は決まらないうい。

(準備委員会、山本警備に定まる: 日米側)
(日本側確認) / 現金輸送)

○ 本日の会議で発言があった SCHEDULE は、何時に
ても、RESTRICTED MATTER である(打働)
(極秘扱いに履きかえ)

GA-6

外務省

別表(五部系)

<u>NAME</u>	<u>ORG</u>	<u>TEL. #</u>
Lt. Col. Cheston F. Johnson	HQ USARYIS	55168
Mr. H. N. Simmons	USCAR	
Maj. S. Kovaks	D/PM HQ 2nd Log Cmd	
Maj. R. Perry	PMO USARYIS	
Maj. P. Markovsky	HQ USARYIS	
Capt. Richard Ward	HQ USARYIS	32101
Mr. R. C. Anderson	PS USCAR	
○ Capt. I. F. Brown, USN	COMFLTACTRYUKYUS	92-3201
Mr. Richard M. Ellis, Jr.	RCG	52591
○ LTC James C. Byrd	HQ 2nd Log DTO	77243
Mr. John (イシノ石井?)		
Mr. Isa Yoshikazu		33-3458
Mr. Toru Hara	MOF, GOJ	
Mr. Mikio Matsubara	MOF, GOJ	
Mr. Fumio Araki	Bank of Japan	
○ Mr. Yasushi Murazumi	PrepCom, GOJ	92-3201
Mr. Junichi Nakayama	PrepCom, GOJ	"
○ Col. Hideo Miki	"	"
Col. Takashi Ito	"	"
Capt. Tameo Fukuzawa	"	"
Mr. Tetsuo Yamamoto	"	"